

政審資料

1960年
1月15日発行
12・1月合併号

No.25

一目 次一

▲焦点▽

第二回政策研究集会の概要

1、曲り角に来た資本主義経済	大内兵衛
2、予算問題—三十五年度予算について	芹沢彪衛
3、合理化と雇用問題	相原茂
4、農業問題	大谷省三
5、中小企業問題	小林義雄
6、最近の物価動向（資料）	19 18 16 15 14 1

▲資料▽

1、平和国土建設隊法要綱	21
2、家内労働法要綱	21
3、農業災害補償制度改正要綱	23
4、地盤沈下対策別措置法案要綱	23
1、臨海地域開発促進法案に対する当面の態度	29
2、競輪等の廃止に対する党の態度	29
3、軍備撤廃を実現しよう	31
4、ハターハター国務長官への公開質問状	31

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 585111 内線 2222 番

焦
点

第二回政策研究集会の概要

【記念講演】

曲り角に来た資本主義経済

大内兵衛

私は今年の四月から今までやつておった学校をやめまして玉川に住んでおり、東京にはあまり出てこないことにしているのでありますけれども、先日党の方からこういう会があるから出てきて何か話をしろということであります。大へん御存じの方が多いので、久しぶりにお目にかかりたいということが主たる目的で参りましたので、私の方から何か申し上げるということになるとそれは必要でないと思っております。実は自分のことを申しますと、鈴木さんとは前から親しくしておるわけですけれども、鈴木さんのような政治性がないものですから、なるべく政治のことは触れないように、さわらないようにということにしてきたのです。それはそういうことはありますけれども、勉強したいという考えであります。今日も変わらないですが、戦時中十年ばかり刑務所に入つたり、裁判をしたりしておつて、世の中の仕事は全然しなかつたので、戦争がすんでからすぐ大学の方は停年になつたのですけれどもちょっと悪いような気もして、少し罪滅ぼしをしなければなるまいと思つて十年ばかり学務に携わつておつたわけです。今はそういうことから解放されたと思っております。ただししながら、なるべく自分の好きなことをやろうと思いまして、二つだけ仕事をやつております。一つは、憲法問題研究会というのを学者のグループで作っておりますが、私と宮沢俊義君と我妻栄君の三人が世話人で、私が一番歳がいっているから世話の長老ということになつて座長を務めております。これは毎月集まりまして実にまじめに勉強しております。会員はおよそ四十七士に近い数ですけれども、当

分のうち会員をふやさないということになつております。この目的は、憲法調査会というのが政府にありますので、いずれ政府の憲法調査会に関する意見がまとまって、いろいろな資料が出てくるだろう。それらの資料については全部悪人的な批評をし、それによって日本国民を民主主義的に訓練する目的を持つて学者として活動したい。そういう考え方であります。これは間接的には多分皆さんの方の多数と通ずると思います。われわれは決して政治的な特殊なものを持とうというふうには約束しておりません。そうではなくしてむしろ政治とは関係なく学問的研究をしようということになつておりますが、事実においてはそういうふうなよほどの接近、あるいは親戚関係みたいなことになると思いますので、まだあまり外には発表しておりませんが、研究の集積は相当たくさんになつておりますから、そのうちまた発表する機会もあります。もう一つは、社会党の方と私が大へんお知り合いになつておるのは、社会保障制度審議会の会長をこの十年ばかりやつておりますので、これとの関係におきまして社会党から大ぜい委員がいらっしゃつて、その方々と親しくしておられるわけであります。これもやめたらいんではすけれども、やめたいとほんとうに思つておるのですが、まあしばらくやれということでやつておられますのは、やはり一貫した社会保障を作ることが日本にとって大切であろう、そういう考えであります。私がおるからどうということではないのですけれども、初めからおる者がそういう考え方で一人でも長くおるということが、そ

ういう考えを長く持続させ、日本の政治の上においておいてそういう一つの目的を達するんじやないかというふうなことに幾分かでも力になりたいという考え方でそれをやっておるのです。昨年年金ができましたので、社会党の方から申しますと、自分の政策を保守党がとったというようならみがあると思うし、また事実そうあると思うのですが、これはどこの社会でもそうなつておるのですけれども、そのこと 자체を悪いといふふうにお考えにならないでいただきたいと思うのです。やはり社会党の方は一步なり二歩なり三歩なり前へ出ておりますと、社会保障全体の進歩を促し、また社会保障制度審議会の方もそういうのをバックにして少しは無理してでも日本全体の社会保障をやつてもらうというふうにしていくのが社会保障の実際的な道ではないかと思つております。

そういう仕事をやっておるのでですが、ときどき雑誌にものを書きますので、来年の正月の雑誌、世界にまがりますからご注意を願いますといふ論文——論文じゃない、お話のようなことを書きましたので、それでもいいかということを佐多君に聞きましたところが、それだけちょうどからということでありますので、ちょっとその話をいたします。それでこの雑誌「世界」は多分お読みの方も相当あると思いますけれども、お忙しいので、また相当大部でありますから一冊読むのになかなか時間がかかりますし、ことに私のものなんか御注意をいただけるかどうかもわかりませんので、私がここで何を言つたかということを簡単に申し上げます。

というのは、主題は、世界経済における日本の位置ということを自覚することが必要である。それは日本経済の特色ということの自覚とともに、世界経済の発展の方向を十分に洞察しなければいけない。私はそれを洞察したり、あるいは十分に知つておるというわけではありますけれども、私自身の考え方、私自身の位置のとり方ということだけは自分で一つ持たなければならぬと考えてこういうことになつたわけです。それでちょうど雑誌が出来まして、世界のいろいろな人が書いておる、あるいは日本の進歩的な学者が書いておるのを見ますと、ちょうどそのまん中ぐらいにおけるという感じであり

ます。これは少し自画自讃であります、そういうところであります。

私の言おうとしていたことは二点であります。一般に日本の新聞、それから政府の調査報告書すべてが一九五九年から景気が非常によくて六〇年は安心であるということが非常に健強く言われておる。私はそのことは間違いではないうが、しかしそのことから日本がもうすでに非常にいい位置におつて、そうして非常に健全に無条件に早く成長するというようなイリュージョンを抱きはしないか、そしてそのイリュージョンは非常に危険であるということが一つであります。それからもう一つは、世界経済につきましてもフルシチヨファイクの会談以後一つのイリュージョン的なイメージが日本人の中にできておる。そのことも大へんけつこうですけれども、それもあり大きくなつて急速にそういうふうになるというふうに考えることそれ自体はやはり危険ではないかということであります。あるいはお読み下さった方がこの中に一人や二人はあるかと思いますが、日本銀行の制度の改正案が問題になつておりまして、それが一、二カ月前に結論に達しようとしておりましたが、今は幾分停滞しておつてどうなるかということを私は知りませんけれども、日本銀行の制度の改正の題問について専門家諸君がたくさん寄つて権威ある改正案としてでき上がりかけたものを見ましても、それは非常に危険であつて世界の情勢と日本の位置とを十分に理解しないで、ただ現在の日本銀行の位置とか、政府の位置とかうものを基礎にして、そして一種の妥協的な案が出ておるということは非常に残念であるといふふうに考えまして「朝日ジャーナル」というのに私が「日本銀行はだれのものか」という一つのエッセイみたいなものを書いたのですが、それらと共通いたしまして、つまりほんとうに堅実な考え方をしないと日本の経済は、また日本の社会は非常に危険になるのではないかというふうに思つておるものですから、その問題と同じ問題においてのみ正しい答えが出るのだと思うのですが、それにつきましても社会保障制度審議会の

案を作るときに、軍人恩給というのが一昨年でしたか問題になつて、そのときあの軍人恩給に絶対に反対の態度をとるのが正しいと私は考えておりましたのですけれども、先ほど鈴木さんからお話をあつたような意味におきまして、あいう問題は非常にデリケートで、日本の選挙制度と地盤との問題からなかなかわれわれが考えるようにそつ簡単にいかないものであります。しかしそれが今日、毎年々々軍人恩給の増加ということが事実になつてきておる。そういうことはすでに一昨年、その前からですか、予想されておりましたので、社会保障制度審議会といたしましてもそれには幾分か反対の意向を示しておつたのですが、特に今度の年金をやるにつきまして、ああいう軍人恩給を増加するようなことをやると社会保障の財源がなくなるからやつてはいけないというような意味を岸内閣に申し入れたのであります。その申し入れるときに私は、もう大分前ですけれども、来年の予算は自然増収がおそらくはあまりなくなるだろう。それから今まで蓄積した残りがなくなるから、あなたが減税なんかやると困るので、減税をやらなければ社会保障をやつてくれということを言つたのですが、それは社会保障制度審議会として言つたわけではなくて、私個人として、社会保障制度審議会長として会つたときにそう言つたのですが、岸さんはそのときは笑つておられました。しかしいよいよ財源がなくなつくると思うのです。今年のように景気がよくても財源がなくなつてくる。もし来年、再来年といふことになりますと、今のようく生産力の発展、それから財源になるような景気の発展が七・何%かという見込み、あるいはもつと大きく一〇%ですか、というような見込みでやつていふことになりますと、財政上大へんなことに将来なつてくるのではないか。すなわち増税問題をすぐになつてくる。増税はちょっとできないとなると――実際日本の現状ではなかなか税が重いです。かうどうしても公債を発行しなければならぬといふことになつてくる。そこで公債の問題も、公債自身がインフレーションの原因に条件によつては必ずなるのです。またそれに条件がいろいろあるが、とにかくなる。それからまた日本の公債発行の制度というものは非常に奇妙なこ

とになつております。公債マーケットというものはないわけです。公債マーケットというものがないという意味は、政府も国民の持つておる金の使い道としては、借り主としては資本家とわれわれ――われわれはどうしても金を借りる力はないけれども、われわれと全部が同じ資格において生産的な、利子を十分生む見込みのある事業だけに金を貸すという原理は日本では解決しない。つまり公債を中心とする金融制度といふものが確立していないのです。そういうところをちゃんと確立するような、つまり逆に言いますと政府とか、財閥とか、特權銀行とかいうようなものだけが借金する特権を持つていて安い利子で金を借りられるということになつてゐるから、全体としてはほんとうの公平な金融制度といふものはない、そういうことを作るのが日本銀行制度の改革問題であるということにお通ずるわけで、つまり今そういう意味においてやはり今年から来年は日本の財政の転換期であり、そしてこの転換期に健全なる方向に進むか、あるいは今までのようない今まで非常に混雑したそつとして非常に不完全な制度がたくさん残つておるので、それより不完全にして不健全な方に進むかということのちょうど境目になつておるのではないかというようなことなんですね。

そういうことが全体の考え方の基調になつていてこの論文ができるわけです。しかしこの論文はそういうことを論じておるのではなくて、ごく簡単に申しますと、日本の景気がいいという政府、企画庁の報告、すなわち白書あるいは毎月発行されておる報告は、それはおそらくは誤まりではなかろう。それについての誤まりがあるかないかは私の力ではわかりませんけれども、とにかく一応数字としては誤まりでないとすると、大へん景気がよくなつておるということになる。それは承認しようといふことが一つです。しかしそれの作り方の中及びその見方の中にすでにブルジョア政党並びに産業界の一つの安心、ヴィジョンを与えるようにできおるし、またできておるというものが十ヵ年計画あるいは鉄道計画、あるいは住宅計画、それから今度の災害計画とか、そういうものがみんなそだというが私の考え方です。それはそのこ

と自体には一つも悪いことはないので、みんなけつこうなことがあります。あるいは科学振興の問題とか、あるいは教育の問題、われわれの前途、そういう問題についてもやはりそういうことが起きてきつつあるわけで、それを総合しますと大へん景気がよくなるように見え、また資金の需要が必ずできる。そうするとますます景気がよくなるという可能性があるのですが、そこがむずかしいところですね。つまりほんとうにペイする、あるいはほんとうに資本主義的な意味において全体にペイするということになれば日本の経済、財政は立っていかない。そうするとその問題は非常に大きな拡大したインフレーションか、拡大した増税かということになる。ちょうどその境目にきているから、大きなことはいいことだ、さらにこれはやらなければならぬということは、特に自民党なり中小工業なりを相手とするいわば政策としては大へんいいのですけれどもそういうことが問題になる。ことに問題になるのは、やはりロッキーードを中心とする新しい防衛計画ということにならうかと思うので、それらを総合してどういうふうになるかということを考えるには、あまり大きくなないのだということも一つの自覚が必要でないかと思う。

それでその点をどうして立証したらいいかということを、ここではかりに日本の貿易を考えてみたわけです。しかしどの問題をとっても立証できるわけです。ほとんど同じ方法によつて、同じ事実を各方面の一点からでも立証できることをもつて一つの立証を試みたわけですが、日本の輸出は一九五八年では二十八億七千万ドルということになつておりますが、この二十八億七千万ドルとはいかななる数字かということを問題にして考えたわけです。この二十八億七千万ドルというものは大へん大きな数字で、そしてその増加率が非常にこの数年間早いのです。年々輸出が非常に増加しておるといふうに言うのですけれども、そんなに大きくないというのが私の言い方です。というのはこれを物の量について戦前の物価で換算してみ

て、そしてそれを戦前の、すなわち昭和九年から十一年までの日本の輸出量と比較してみると少しもふえていないのです。あるいは少しそれには足らないのです。そういうふうに二十八億ドルというと大きく見えるけれども、それはアメリカのドルが安くなつておるということもあるし、それからいろいろな関係で考えるとそんなに日本のあれは大きくなつていないとそういうのが一つです。

それから次の次は、日本の輸出はこの数年間非常に増大しておることは間違いないのですが、この輸出が増大しておるのはどういう理由であるかということですが、これは簡単に言えば日本の技術革命、産業革命ができたということなんで、それは確かにそうなんです。それは日本が重工業化し、機械工業化し、化学工業化した。そういう産業をとつてみると非常に大きくなつておる。それで電気、鉄道とかそういうものが非常に大きくなつておるわけです。その点から考えて日本の産業化ということが非常に大きくなつておる。それ自身として輸出力が増加しておるということは間違いないと思うが、しかしそれならばその日本の産業革命なるものがどういう性質のものであるかということをもう一ぺん考えてみなければならぬと思うので、やはり世界のまねであつて、しかもそのまねが世界的基準で考えるとそんなに偉いものじゃない。そのところは技術的なことですから私にはあまり比較論はできないのですけれども、ごくわずかなものだけが日本が世界的に優秀なんじゃないか、一般にはそんなに偉くないのじやないか、コンロン・レポートなら別ですけれども、御承知でもありますようが、コンロン・レポートは、やはり皆さん政策を考える人は一読する値打ちがあると思うのです。「世界週報」にも出ておるし、今月の「中央公論」にも出ておりますが、アメリカの数人よりも書いたレポートですが、あれでも日本は大へん偉いということを認めておるのです。日本の進歩は非常に早いということは認めておるが、しかしこの早い原因はやはり私の考え方と同じで、西洋の技術を入れる力があるという

ことが一つ。それからアメリカの援助が非常に大きかったということが第二、第三は世界の情勢が非常によかった、この三つであるというふうに書いておるわけです。つまり日本の力というふうには書いてないのですね。私もそう思うのですが、ほんとうの日本の自力によつてといふよりは、ちょうどこの二十年間戦争でおくれていたのが、外国において技術革命が行われ、それを取り入れるだけの日本の力があつたといふことがあるのであって、それは日本の力が本來整つておるということにあるのではない、その認識が非常に大切だと思います。それに日本がこれからそんなに伸びるというような考え方では、アメリカの援助があるかどうか、それから過去二十年間におけるほど外国の技術が――日本が戦争中とまっていたのが外国では非常に進んでいたのです。それを入れると同じような条件が日本にあるかどうかということを考え、そんなに大きいというふうに考えるのは無理じゃないか、そういうのが私の大体の考え方です。

そこで結局賃金論になるので、しかし日本が一番有利なのは賃金が安いということです。そのことを外国貿易でどのくらい安いかと比較してみると、いろいろな説があるけれども、とにかく一時間労働で言えば、日本はアメリカの八分の一とか、イギリスの四分の一とか、ドイツの五分の一とかといふくらいしかペイされない。そういうペイでもってやれるという事実の中に日本は別の問題を持っているのではないか。その問題はつまりいわゆる二重構造の問題、中小工業の問題、それから日本の労働者の賃金体制の問題、それから労働者以外の非常な貧民のたくさんある問題、それを今度はその問題を入れずして経済の拡大を考えるということは、先ほど申し上げた日本の防衛計画なりあるいは十年計画なりの一つの特色であります、その問題を今と同じようにしておくという前提やはり問題になる。だからその点あるのだから仕方がないのですけれども、しかしその点を認識せず、問題にせずして日本の貿易が伸びたということを喜ぶのはどうだろうか。そこでこの

間エアハルトが日本に来て大へん悪口を言つたのですけれども、日本が大へん安い賃金で輸出しているのは無理だということを言われるのは、ソーシャル・ダンピングであるかどうかということは別として、基本的にはやはり問題になるのではないかというのが私の一つの考えです。もう一度いいますと、日本の経済の発展力がこの数年来著名であるということと、それが日本の人リュージョン――イリュージョンであるかどうかわからないが、イリュージョンが非常に増大しておるということの中にはそういう事実の前提についての認識が十分でないという疑いが非常にあります。こういうのであります。それで今度もう一度申しますが、二十八億七千万ドルという輸出力をもつてしたならば、その輸出力は世界貿易の上ではどうなつてゐるかということを計算してみますと、これはかりに中国とソ連との圏内を除いていわゆる自由国の中で計算いたしてみますと、すなわち今から二十、三十年前と今日と日本の貿易額は同じであるというのにかかわらず、外国は非常に増加しておるのであります。外国からの貿易の増加率というものは非常に多いのです。それは世界経済の現勢というものが企画庁から出でるので、私の作つた数字ではなくてその数字によつて立証いたしましても大へん大きいのであります。つまり戦前を一〇〇として一九五八年は世界の貿易の中における日本の貿易の地位は三%，これが今から三十年前は日本の自由主義貿易圏内における貿易は五%ないし五・八%であります。日本は貿易国としての世界的の位置は共産圏を除けて半分になつておる。あるいは半分よりも少し多いのですけれども、とにかく戦前よりは非常に少なくなつておるということが一つ問題であります。当時は東洋第一の艦隊をもつて守られた将来ある貿易であつたわけであります。今はそういうもののない貿易で、しかも戦争前よりは小さい、そういう認識に立たないでいろいろな計画を立てるというのはちょっと問題であります。今度は共産圏を入れてどうなるかということですが、共産圏を入れる計画はなかなかむずかしいのですけれども、とにかく共産圏が世界経済の中においての伸び方というものが非常に大きいですね。これはアメ

リカも今は完全に承認しておるのでありますし、一九七〇年になりますと大体アメリカの経済、生活及び生産力において同じくらいになります。追いつかれるという危険をアメリカも事実感じており、その危険を承認しておるのであります。そういう意味においてことに中国をも入れて考えますと、世界の現勢の中における当時の日本と、すなわち三十年前の日本と今日とを比べますとやっと半分以下になつてているというふうに考えるのがいいので、貿易が伸長しておるということは事実でしかれども、伸長しておっても世界の中においてはずっとあとの方に残されておるというふうに考えてよからうというのが私の考え方であります。

それからもう一つ、今度は貿易の方向の問題ですけれども、御承知の通り、戦争前には台湾と朝鮮と中国というのが大きく分けての日本の貿易の最大のマーケットであった。二四のマーケットであったのですが、今はちょうどそれが反対になつてきたですね。つまり中国と朝鮮と台湾とが日本の最大のマーケットで日本の貿易がそこに輸出されておったのですが、今日はちょうど反対になりましてアメリカが二四%の日本の商品を買うお客さんということになつております。

そこで今度は、原料の輸入の方の話を、ここではわざとしなかったのですけれども、輸入も日本はそれ以上アメリカとよけいの密接の関係を持つてきている。つまり大陸の方へは行かずに行きアメリカの方へ行くことになっている。そして今度はアメリカの市場における日本の位置といふものがまさに問題になるわけですから、日本は今アメリカに対する輸出品について非常に神経質でありますし、そしてまたそれを非常に喜んでおる。たとえば陶器が売れるとか、オモチャが売れるとか、ユリの根が売れるとか、そういうようなことが大へんあれになつておる。そうしてその商品を分析してみてどうものであるかということが一つ問題になるわけです。そうすると結局日本の輸出品はアメリカでは中小工業の手のかかった輸出品となるわけですね。それが日本ブームの経済的な本体だということになる。障子を貼つたり、絆のものを着たりということになりますけれども、そ

ういうことになる。ところが今アメリカではマーケットがだんだんヨーロッパから侵略されまして、アメリカとヨーロッパとの関係はこの数年間逆になりますて、アメリカの方は非常に受け身になつてきておりますね。その受け身になつてきておるというのがどういう品物であるかというと、アメリカより非常に高級な品物であるということになる。高級という意味は化学的な、工業的な品物である。イギリスの自動車とか、ドイツのいろいろな機械とかそういうものである。日本のやつはそういう性質のものではないということで、つまりアメリカのマーケットをよく研究してみれば、そこで初めて日本の工業というものがどれだけの力であるかということがわかると思うのです。そういう意味においては日本の工業は非常に発達したとはいっても、非常に幼稚なものであるということが言えると思うのです。

それで今度は、共産圏を入れてそういうところであるけれども、アメリカとの関係をだんだん密接にするというのは日本の政策であるし、アメリカの政策です。というは、この間マッカーサー大使が横須賀でこういうふうに言っているのです。これはアメリカの何度も繰り返すことです。アメリカは日本の最大のマーケットで、日本の全体の五分の一を買っておるというのです。しかも日本の対米輸出品は日本の中小工業の品物である、こういうふうに言って、つまりアメリカは日本の中小工業を助けておるのだというふうに言うわけですね。そうすると大工業を助けておるのではなくて——その方はあまり言わないで、中小工業の大へんよいお得意であつて日本の中小工業の大切なお客様である、私どもはそういう考え方であるというふうにアメリカの方は言うのですけれども、今その中国とソ連との関係、アメリカのマーケットとの関係、そういうことを考えてみると、つまり日本の商工業があるいは中小工業がほんとうはどこにマーケットを持つたらいいか、もし将来を考えるならばそういうことに主力を注いでいるあまり大したことではないのだということが前提されるわけです。今度はそういう考え方の前提のもとに中国とソ連との関係を見ると、やはりまた別の問題が一つそこにあると思うの

です。中国とソ連との関係はだんだん密接になっておる、これはもう申すまでもないのです。が、それが両者の経済圏が非常なスピードでいきますから、その量は非常に増加しておる。大体においてここ数年来中国とソ連との貿易は、中国からいえば五〇%はソ連なんです。それであとの五〇%が問題ですけれども、そのうちで一昨年から去年にかけてはドイツとイギリスが中国に非常に進出しております。たとえばドイツは一九五八年の輸出はその前の年の一倍半になつております。イギリスは七五%一年間に増加しております。つまりドイツの鋼鉄と化学肥料がどんどんと中国に入るようになって、そうして機械をイギリスから中国は買うようになつておる。それはちょうど日本が売るチャンスと可能性のある仕事と力とを持ちかけておるところがやめになりましたからそういうことになつた。それで一九五六年は往復一千万ドルの日中関係の貿易があつたのですが、それが全然なくなつて、つまり全部イギリスとドイツにとられたということになつておる。もう一度言うと、つまり日本は一方においてはアメリカと、それなりに中小工業のいろいろな日本ブームを作るようなものを輸出することに事実上よけい力を注ぎ、そうしてそうなつておるけれども、しかしそのことは日本の将来にとって大へんいいことかどうかといふことと、前の大好きな日本の計画といふものが矛盾しやしないかどうか。今度は中国の方をクローズしておるということが問題になつていやしないかどうかといふことが、私がかりに二十八億という貿易金額だけを中心とした観察であります。私の考えるところではちょうど今年から来年、再来年ということは、あるいはもう一つ前からいえば、その前の年からはちょうど第一次大戦後の二九年、三〇年、三一年という世界の体勢の中に置いておると同じ位置にある意味においてはあると思うのです。これが経済恐慌の形があのときと少し変つたのですね。二九年の恐慌のときと變つてそして一昨来以来のアメリカの恐慌それから世界の恐慌が簡単に済んだような形になつておつて、恐慌の形が非常に變つておるということがちょっと問題です。そしてそれが今度はもう終わりになつたのかどうかということが問題ですね。

私は、これはやはり恐慌の形がほんとうはまだ終らぬではないかと思うのですが、そのところはまだよくわかりません。白状します。たれかに教えてもらいたい。また教えてもらつて議論してみなければわかりませんが、必ず終つたというふうには私は考え得ないです。それはつまり、アメリカの現在の位置が一応終つたのですけれども、今年は景気がいい。アメリカは悪くないのですけれども、しかし、といふように言い切るのは間違いではないかと思う。やはり農産物が相当余つておるし、軍事支出が非常に多い。輸入超過であつて四十億ドルの赤字が出ておるし、それからまだインフレーションの恐れをアメリカ人がたくさん抱いておる事実が存在するというふうになると、これはなかなか問題だと思います。ヨーロッパも同じ問題だと思うのですが、その中において、つまりそこはわからぬですけれども、そうしてもう一度わからぬことを言いますと、一九二九年、三〇年の世界大恐慌のころは、世界の輸出は六〇%減ったのです。六〇%減って四〇%になつたあのくらいの恐慌というのは世界の歴史ではあまりないのです。今度一昨年から去年までの輸出貿易は自由主義の世界全体を通じて六〇%しか減っていないのです。だから恐慌は大きいと感じるのはあたりまえなんです。しかし、そこが問題で、六〇%でもう終りなのか、これからもう六〇%まで——六〇%までは行かぬかもしけないけれども、何%になるかということはこれを見通すことが必要です。何とも言われらいが、しかし必ずよくなるのだというふうな説でやることは危ないんじゃないかな。しかも日本は確かに悪くなるというふうに見ていいのですから、そこに一つの機運があるのではないかといふのが私の一つの問題なんです。その次の問題は、何で今度の恐慌が小さいのか、何でまた世界の形勢が变つておるのかという問題ですが、そこへはきょうは議論は進めないのでですが、とにかくそういうことになつておるが、そういうことになつておつても、恐慌は小さくても世界の大勢はまさに一九二九年、三〇年、三一年、すなわち昭和四、五年、つまり満州事変が越り浜口井上が金の解禁をし、そしてそれを失敗して、世界における日本の地位を拡大しようと

して失敗した。あれも一つの日本の過大評価で、それもまたある意味において失敗です。失敗といふのは、これは戦前大へん偉い成功のように言われましたけれどもそうではない。つまりあの努力は成功しなかったですね。成功しなかつたことは、つまり満州事変が拡大して中国事件となり、そして日本が完全にインフレーションの中で軍事生産が行わなくなつたというこの基礎を高橋さんは作つたのです。軍国主義に抵抗したという点は認めていいでしょうが、しかし抵抗しても彼はよかつたでしょうね。全体として抵抗し得ないような情勢を一面において彼は作った。つまりインフレーションをある意味においては是認するのはやむを得ないことであるという一つの前提を作りましたからああいうふうになつたのですね。そういうようなのとちょうど同じ時代に来ておるというのが私の歴史の見方です。来ているのであって同じというのではない。違つているのはどこであるかというのは問題ですけれども、とにかくフルシチヨフ・アイゼンハーアーの問題は、前に日本では第一次大戦後でいえばアメリカと日本とイギリスとか海軍の制限をやって、そうしてその影響が日本で今ああいうふうになつてきた。ところが今度の軍事制限の問題は、ああいうふうな意味における小さい問題ではないですね。もつともつとこれは世界的な大へんな問題になつてゐる。それが成功するかしないかはわからぬが、幾分か成功しましても、あれが日本において及ぼした影響、つまり日本の海軍制限が日本の海軍と陸軍との間のけんかを大きくし、また海軍の制限された中における軍国主義を拡大したというようなことが日本にあつたのですけれども、これがどういう形で世界の上に出てくるかということ、これはわかりません。これを矛盾したりはいたしませんが、ただ今はあのときとは違つて世界の情勢はもう非常に大きく変わつておるということです。あのときから考えますと、世界はあの後広域經濟論というのがある程度、日本は大東亜共栄国という考え方、それからドイツでああいう広域經濟を考えおつたので

すが、今は友友いう時代ではないと思ひるのであります。ああいう広域經濟の時代とはもつともつとあの時代の比較で言いますならば、あの当時に七、八千万の人口と何百トンの商船と二、三十万の軍隊を持っておれば第一等国と言われたのですけれども、今日ではそういうことではもうつまり今日世界ではんとうの国と言われるのアメリカとソ連とインドくらいでしよう。そこで今日西ヨーロッパが大問題になるわけで、西ヨーロッパはイギリスだけではいかぬ、ドイツだけでもいかぬ、フランスだけでもいかぬ、つまり、どういうふうな連合ができる、どういうふうにすることによって世界市場に対抗していくかという問題について悩まされておる。つまり没落しつつある中小国は彼らをそう規定していると思う。しかし「古川に流れ絶えず」ですから、そんなに一ぺんに没落しない。文化は高い、技術は高いからそしばかにしたものでは決してないのですけれども、しかしあのまま小さな国としてはもうすでにだめでしょう。そこでヨーロッパがどういうふうになるかということは西ドイツの問題、東ドイツの問題、ベルリンの問題あるいは共同市場の問題というふうになる。しかしそれからすべてのものが今度は植民地問題になってくるので、植民地問題も第一次大戦後とは全然違つておる。第一次大戦後においては植民地の分割、その次には植民地の分割が終わって再分割という形であったのですがけれども、今度は植民地諸国は南米の植民地及びアジアの植民地が民族独立の旗印しにおいての大戦との間にどういう連繋ができる、だれが金を出すかという問題のところに入ると思うのです。フルシチョフとネール首相の会談でも、問題の中心は、つまり終戦後インドはアメリカから金をもらうということを全然言わなかつたのですけれども、今度はやはり内心あれは金がほしいのです。ところが去年から一昨年にかけて

はドイツ、ソ連の金が相当に入つておるし、今ちよつとその金額をここに書いておりませんけれども、ここ二、三年来におけるソ連のアジア圏内における投資というのは非常に多くなってきた今アメリカの五、六〇%になつておるであります。そこでそれが増加してくるとその増減が非常に違う、またそこで非常にむずかしい問題が起ると思うのです。そうすると、アメリカを中心とするアジアの最近の情勢ということになると、今のアメリカの政策ではむづかしいですね。それから今度はソ連のもとにおける最近情勢ということになつても、それはなかなか政治的折衝ということで将来はわかりませんが、問題はそこへくる。そういうときに今度は日本の外国貿易ということを考えますと、これほども日本が無理をしてインベストしているということを日本政府は考えているようですが、日本アジアに対するインベストといふのは口でも言うし、それからまた実際行なうことが必要であるという議論も成り立たないことはないが、しかしこれもただ日本のお金は外国のお金よりもよほど大切にしなければならないお金でありますからなかなかむずかしいと思うのです。それで金額もそんなに大きくなっています。そこでそれはまさにアジアが競争の大問題となる。そうすると日本の産業は結局のところいろいろの方向があり、いろいろの問題があるけれども、日本の産業をしてほんとうに日本を長く栄えしめ、またその中における社会問題となるべくうまく解決していこうというようなことがありますならば、あまり実力過大な、あるいは軍事的な方法によるそれをバックとしての昔やったような方法というようなことは遠慮したいといふのはおかしいけれども、あまり考えない方がいいのではないかというのが私の考え方であります。

大へんつまらない話をしましたけれども、大

体そういうつもりで書きましたのでちよつと御紹介させていただきました。別にこれが何らかのお役に立つというようなそんな考えはありません。ただ一つの問題を考える点が幾つかある。日本の問題はこれを外国との関連においてのみ今後は考へ、世界は昔のような小さい世界

はドイツ、ソ連の金が相当に入つておるし、今ちよつとその金額をここに書いておりませんけれども、ここ二、三年来におけるソ連のアジア圏内における投資というのは非常に多くなってきた今アメリカの五、六〇%になつておるであります。そこでそれが増加してくるとその増減が非常に違う、またそこで非常にむずかしい問題が起ると思うのです。そうすると、アメリカを中心とするアジアの最近の情勢ということになると、今のアメリカの政策ではむづかしいですね。それから今度はソ連のもとにおける最近情勢ということになつても、それはなかなか政治的折衝ということで将来はわかりませんが、問題はそこへくる。そういうときに今度は日本の外國貿易ということを考えますと、これほども日本が無理をしてインベストしているということを日本政府は考えているようですが、日本アジアに対するインベストといふのは口でも言うし、それからまた実際行なうことが必要であるという議論も成り立たないことはないが、しかしこれもただ日本のお金は外国のお金よりもよほど大切にしなければならないお金でありますからなかなかむずかしいと思うのです。それで金額もそんなに大きくなっています。そこでそれはまさにアジアが競争の大問題となる。そうすると日本の産業は結局のところいろいろの方向があり、いろいろの問題があるけれども、日本の産業をしてほんとうに日本を長く栄えしめ、またその中における社会問題となるべくうまく解決していこうというようなことがありますならば、あまり実力過大な、あるいは軍事的な方法によるそれをバックとしての昔やったような方法というようなことは遠慮したいといふのはおかしいけれども、あまり考えない方がいいのではないかというのが私の考え方であります。

ではなく大規模な世界の中においてのみ考え得るということを皆さんにも少し多少認識をしていただけるならばありがたいと思います。

問 今後貿易自由化の方向にどうしても押されてくると思うのですが、そういう場合における、その情勢に対応していく日本の国内産業の問題点、注意しなければならぬ点を一つお示し願いたいと思います。

答 それは全く同感でありまして、この間のガット総会における日本の態度ははなはだ不熱心だったと思うのです。不熱心というかもう少し日本がほんとうに世界の仲間入りをし、かつ平和主義において日本がリードしようというなら、やはりこれは貿易自由主義ということに率先する、少なくともそういう態度を示さなければなりません。しかし率先するというのは日本はむづかしいですね。つまり為替が今までコントロールされておるし、それから貿易のいろいろな原料の輸入がほとんど全部割当てになっており、輸出も割当てになつておりますね。つまりあの制度をこわすということがなければ自由化ということにはならない。その自由化になるためには同時に日本の金本位制が——金がなくてもいいですけれども、金本位制、貨幣制度それ自身が危なくないというだけの一つの前提ができなければならないですね。だから政府があいまいな態度をとつたのはある意味においてはやむを得ないです。やむを得ないのはよくわかりますけれども、しかしもし日本がほんとうに平和主義でもって世界をリード——リードするといつたって実力がないのだからリードできないが、しかし思想として、リードするならよほど準備をしてからなければならないと思うのです。どういう事実がどのくらいの制限を受けているかという、為替の制限とか国内の割当てとかそういうことはあまり詳しいことは知らないでですからどうぞ一つ……。

問 今の質問に関連しますが、私は全くののろうとですからトンチンカンな質問かもしませんが、私の直感では野放しな為替自由化、貿易自由化などということを世界的に考へることでますます弱肉強食と格差を強くするだけであつて、もつと別な方途を平和主義的な立場から

日本としては考えるべきじゃないかと思うのですがどうでしょうか。

答 さあどうでしょうね。世界はそういう自由化の方向になると思うのですがね。

問 世界的にも考え直さなければならぬ点がありはしませんか。

答 コントロール協定に基づく範囲で昔のように完全に自由主義にはならないと思うのですがね。しかしその協定の範囲においてですけれども、やはりドルやポンドもドイツのマルクもヨーロッパでもわかりませんね。つまり二つの大きなグループができて、相互に争いができる、その間の協定の仕方がどういうふうになるかということはつきりわからない。ですからそういう意味においてはあなたの言うような方向も一つ持っておりますね。だから完全に自由にはならないという方向をとるものと思います。しかし原則はやはり自由の方に向いているのではないかと思うのです。そしてそれは小さな領域によって関税を作つてやるのはいけないから、なるべく大きなで共同の関税を作つて、そういふうに世界は向くのではないかと思うのですが、大体は。その中で日本はどうするかということになると思うのです。

問 それでたとえば軍縮に伴う後進国の開発計画について、一応ソ連という国は値段のことなんか考えないで投資もできるということを言っておりますが、私はほんとうの意味の平和共存という立場を東西両陣営で考えますならば、そうしてほんとうの意味の平和ということを考ええて軍縮と世界の繁栄を考えていくとすれば、やはり今言ったように貿易の自由化の問題についても新しい考え方を持たなければいけないし、同時に政治の問題についても国連を通じる一国の政治勢力を伸ばすための投資をなくする方向に日本としてはまさにいくべきだと思いますが、そういう点についての両陣営におけるひらめきはまだありませんか。

答 それはどうもよく知らないのですけれどもね。アメリカは今まさに、今年の予算から来年予算に問題になるでしょう。つまり政治的投资、今貿易の方からいくと四十億の赤字を減らすのにどうするかということになっていて、ものを買わなくちゃいけない、そういう要求を立てようとしているのですね。それはつまり保護主義ですね。ところがそれではどうしても向うも保護主義になるから工合が悪いから、それは思い切つてやめて純粹にソ連と競争するためにはそういう条件はやめて、金をもう少し貸してやろうということが今問題になつていてのですね。どういうふうになるか、それはまだ全然わからぬでありますけれども、そこは軍縮と裏表になつて、もし軍縮が少しでもできるようになりますね。やはりその軍縮によつて残る金を後進国に充てなければソ連には勝てないということは確立していますね。それはアメリカ自身が非常に意識しておるところです。やはり即座にどつちに行くかという方向ではないですね。しかしながら、なるべく大きなで共同の関税を作つて、そういふうに世界は向くのではないかと思うのですが、大体は、原則は自由である、一定の協定はするけれども原則は自由である、そういうふうに世界は向くのではないかと思うのですが、大体は。その中で日本はどうするかということになると思うのです。

問 それでたとえば軍縮に伴う後進国の開発計画について、一応ソ連という国は値段のことなんか考えないで投資もできるということを言っておりますが、私はほんとうの意味の平和共存という立場を東西両陣営で考えますならば、そうしてほんとうの意味の平和ということを考えて軍縮と世界の繁栄を考えていくとすれば、やはり今言ったように貿易の自由化の問題についても新しい考え方を持たなければいけないし、同時に政治の問題についても国連を通じる一国の政治勢力を伸ばすための投資をなくする方向に日本としてはまさにいくべきだと思いますが、そういう点についての両陣営におけるひらめきはまだありませんか。

答 それはどうもよく知らないのですけれどもね。アメリカは今まさに、今年の予算から来年予算に問題になるでしょう。つまり政治的投资、今貿易の方からいくと四十億の赤字を減らすのにどうするかということになっていて、お金を買わなくちゃいけない、そういう要求を立てようとしているのですね。それはつまり保護主義ですね。ところがそれではどうしても向うも保護主義になるから工合が悪いから、それは思い切つてやめて純粹にソ連と競争するためにはそういう条件はやめて、金をもう少し貸してやろうということが今問題になつていてのですね。どういうふうになるか、それはまだ全然わからぬでありますけれども、そこは軍縮と裏表になつて、もし軍縮が少しでもできるようになりますね。やはりその軍縮によつて残る金を後進国に充てなければソ連には勝てないということは確立していますね。それはアメリカ自身が非常に意識しておるところです。やはり即座にどつちに行くかという方向ではないですね。しかしながら、なるべく大きなで共同の関税を作つて、そういふうに世界は向くのではないかと思うのですが、大体は、原則は自由である、一定の協定はするけれども原則は自由である、そういうふうに世界は向くのではないかと思うのですが、大体は。その中で日本はどうするかということになると思うのです。

問 一つ先生にお尋ねしたいのですが、私も世界経済は自由化の方向に向いていると思うのですが、その中でアジア地域、特に東南アジアの諸国と日本の関係で、日本の位置を強化拡大

するためには基本的には考えなければならぬ点はどういうようなことであらうかということが一つと、それからその際中國と日本との関係は東南アジアとの関連性でどういうふうにいくべきか、御意見を承りたいと思います。

問 それに関連して一緒にお答え願いたい。

貿易自由化の背景になつてゐるのがやはり経済圏としてのアメリカ、ソ連圏、ヨーロッパ共同市場——自由市場、それから南米では七カ国が来年の二月にやはり共同市場が発足する、こういうようなブロック市場の背景で進んでやつてくる方式だと思うのですが、その中におけるアジアで孤立した日本の、そういう自由化経済の中に飛び込んでいく背景として、その中でどういうふうな問題が起つてくるか、その点をちょつとお伺いしたいと思います。

問 先ほど先生は自由化の問題を一つの理想論としてお取り上げになつたのですが、それは

理想の問題だとか概念の問題じやなしに、やはり現実の政策の問題として今の自由化の問題は取り上げなければいけないと思うのです。といふのは、自由化を主張しておるアメリカとか、あるいはヨーロッパの共同市場、大体において一つのブロック経済をやって、そういう背景のもとに日本に対する自由化を要求しているわけですね。やはり一つの現実問題だと思うのです、世界的な背景を持つてゐる。理想論は分けていいと思いますが、現実に日本が自由化にどう対処するかということになつたら政府とか、またアメリカの要求のように自由化によつて日本の産業の体质改善をやることでなしに、体质改善をやりながら自由化の方に持つていくといふのが政策論としては大切じゃないかというふうに思うのですがね。

問 西ヨーロッパの経済共同圏が、統一政府を持つまでにいくであらうかどうであらうかということの一つの見通しと、それからソ連がここまで伸びてきた一つの原因ですね。経済的な生産力がこうなってきた原因、それが将来七〇年においてはアメリカと同じになるだらうといふふうに言われるのですが、そういう見通しについてお伺いしたいと思うのです。

答 あまり間が大きくてお答えする能力も全然ないのですが、今成田さんが言わられるのは、私はそういうふうな意味においては全然同感で、とにかく政策として自由化の方に踏み切らないと、これはどうもアメリカの要求は両方あるのですけれども、しかし片方、つまり金を貸してやるからお前はおれの言うことを聞いてアメリカだけのものを必ず買わなければならぬ、そういうものは非常に奇妙なものですね。その話をするとおかしいですけれども、沖縄政策でもコンロンレポートは大へんレジスタンスを恐れておりますね。だからコンロンレポートを通じての日本の意識のおくれ方は、日本のインテリというのはいかぬということだな。一番の中心はそこです。日本のインテリというやつはアメリカの言うことをよく聞かないということを、なぜあんなに政策に対し批評的なんだろうと、いうことがコンロン・レポートの中心になつてゐるのですけれども、あれちょっとおもしろいと思うのです。だからコンロン・レポートは改良主義ですかから——改良主義というか、割合に帝国主義的な色彩を持ち、反対の色彩ですから、おそらくアメリカの今までの政策を転換としろというあれでしょう。だからアメリカのインテリは日本のインテリと仲良くしろとか、アメリカの進駐軍は日本の知識階級の中に入つていけとか、日本の国民とよく親しめとかそんなことを非常に力を入れて言つてゐるのです。だけれども、そんなんのも逆に言えば、ある程度レジスタンスを持った方がやはり得だということですね。そう言つちやはなほだ言葉はまずいですけれども、そういうことに結局はなると思うのです。そういう意味において自由主義というのを一つ立てていく、おれの方が先にいくということになることはいいと思うのですよ。つまり自由主義の中からアメリカを退かさないようですね。しかしこれはなかなかむずかしいと思うのです。アメリカの方からいいますと、外国に出す金がもう減つておるのです。減つてきておつて問題はよけいにむずかしくなつてきておるのです。今まででは軍事的にヨーロッパを手伝つてやる、日本を手伝つてやるならばアメリカの

言うことをみんな聞いたが、今度はだめです。軍事的にやるうとすればよけい金がかかるし、軍事的にやるまいとすると資本家の方でなかなか金を出さないということになるのですね。まだ世界的な立場は今までのようになる有利ではなくなるでしょうから、大へんな問題が起ると思います。

今度はアジアの方の問題ですが、これはどうも日本を考えてもいいし、アジア全体を考えてもいいが、後進国という規定と——その後進国の規定がいろいろありますね、経済で後進国といふのと社会的に後進国といふのと。今度は民族的には非常に先進国になつてきている。といふのは自分だけですよ。経済は後進で、社会組織が後進で、そうして独立しようということになつてゐるから、アメリカから金をもらいたいということもあります熱心になるし、ソ連から金をもらつたり、あつちからも借りたいといふことにもますます熱心になるわけです。もし日本とかインドのよう中立的な立場でいけるならそれに非常に親しくなつてくるわけですね。そしてそれがいいということになるわけです。

この三つがアジアにおいて争うことになると思うのです。しかし日本ではしようがないから、僕は日本の行き方は簡単だと思う。どつちに行つたってだめなんだから、だからわれわれは自由アジアを助け、アジアと一緒に、なるべくアジアを自由にしておいて、そして両方から金をもらつて、無理な金はもらわない。経済的な利益の金だけもらって政治的な金はもらわないというのがいいのではないかと思うのです。それがどのくらい通るかどうか私にはわからないのです。

問 共同市場の背景の点について。

答 これもわからないのですが、だんだんできること、これは間違いないでしょうね。どのくらいの時間でできるか——それしかもう生活できなくなると思うのです。日本はそうはいかぬですがね。だからなるべく中国とか、東南アジアとか経済共同体を作るまでにはいかぬけれども——そういうふうな意味における完全共同体というわけにはいかぬけれども、しかしその方に近寄るしかないでしょうね。

問 先ほどのアジア経済の中でも、特に東南ア

ジアの後進性を持っておるところでは今米ソ両方の資金を非常に要望しておるわけです。その中で日本への協力態勢を要求している声も非常に強いわけです。そういうときに日本が金を持つてないし、米ソが相当大きな投資をする段階で、東南アジアと日本とが緊密に経済の規模を拡大し、協力関係を強めていこうとする場合の考えなければならぬ点ですね、そういう問題で一つ先生の御意見を承りたい。

答 それはお答えできないですね。

先ほどのソ連がどうして今日のようになったかということ、これもお答えしなければならぬと思うのですが、正直なところ一九五五年に私はソ連に行きました。ソ連はそんなに悪いだろうと思つてはいたよりも非常によかったです。それは告白したいと思うのです。実際見たら私が考へておつたのですよ。ソ連はそんなに悪いだらうと思つておつたのです。あまり高いといふ生活程度はまだ低いです。あまり高いといふ生活程度は低いが国民が一つの目的に向つて勉強しておるというのと、科学態勢が非常によくできてるというのと、驚くべきものだと思うのです。

それでちょっとといらぬことですけれども社会党の話をしてもよろしくござりますか。希望ですけれども、今のソ連のことから思ひ出します。そしてふだん考へておるところなんですが、それがどうも、学問のやり方が全然變つてしまつて、そうしてマルクスがどう言つておつた、資本論がどう言つておつたというようなことは決して衰えたわけではなくして非常にソ連でも勉強しておりますけれども、それは間違いないものという一つの前提があつて、その前提の中にいての非常に大きな組織の学問、研究の態勢というものができておるですね。そういうことはアメリカでもそうだと思います。先ほどコロン・レポートをお話したけれども、今度はロッフェラーレポートができたらしいのです、まだ読んでおりませんけれども。一番あなた方に直接関係があると思うのは、イギリスの予算

を提出するときにおける総理大臣の予算演説ですね。それからアメリカの一月四、五日ごろに出すブレジデントの一般報告及び一月何日かに出すアメリカの予算報告ですね、それを日本の政治家はみな読んでもらいたいと思うのです。それでどのくらい世界の科学性を持ってきておるかということがわかると思うのですがね。あれと比べると日本の総理大臣の演説、大蔵大臣の演説というものは実にどうも学者として読みがいがないな。読んで、なるほど今年はこういうことだなというふうには学者として思わないですね。あのイギリスの総理大臣の演説なり、大統領の報告書なんというのは分量が多いですから読むのはやっかいだけれども、要領だけは日本の新聞に出るからあれを読んでもいかにも科学的であるように思う。

そこでふだんから考えているということは、やはり日本の政治もどうして科学的にするかという次の問題は、やはり自分自身の政治体制——きょうの問題ですけれども、ほんとうの政治、政策研究会というものを持たなければならないし、それから政策研究会といったって、こういう大ぜい寄つて議論ばかりしていたつてわかるものではないから、こういうのはどうだろうかという原案をちゃんと出し、その機関が学問的に整わないとなかなか実際やり切れないんじゃないかと思うのです。それは簡単にできるかどうかということは別の問題ですよ。私はわからぬ。むしろできないということの方がわかつておるが、しかしある希望を言えば、世界の情勢におくれるのではないかと思うのです。それは今度は日本だけに言いますと、日本政府でも戦争前と比べるとその点では非常に変りましたよ。いろいろな調査を持つようになつたですね。一つの例ですが企画庁が白書というのをたくさん出しております。あれがまた下手な文章で読むのが大へんですが、あれでも昔と比べると大へんな違いでしょう。政府の方でもあれだけの機関を持って努力しておる。それと、それに対立する社会党としてやはり各部門について白書を出すくらいの力がなくてはだめだと思うのですけれども。

それは相当なことだと思うのですけれども。今度はもう一つ申し上げたいのだが、政府では

いろいろな民間機関を作りましたね。あれはやはり注目すべきだと思うのですよ。たとえば労働省では前田多門さんの労働協会、それから東畑君のやるアジア研究所ですか、ああいうものを各省ともみんな作つてきましたね。大蔵省関係でもみんなああいうふうになつてきて、事実上政府が金を出してくると、やはり利用するのは自民党の方が多いでしょうね。そうするとやはり社会党は非常に不利な地位に置かれるのですけれども、そういう意味において社会党は自民党に勝つのは政策でいかなければダメでしょう。政策といったって、皆さん確かに自民党的人よりはるかに偉いけれども、一人ずつ偉くてもだめです。今の学問の仕方ということになりますと、やはり材料をもつてものを言うということになると、相当の図書館と相当の研究所と、それからやはりそれには政党に同情を持ち、政党と同じ立場の学者が協力する態勢においてしなければならぬ。そうするとお金がなくちゃできないけれども、しかしそこは考えていただきたいとふだんから思つておるので。

それでこの間あなた方のやつていらっしゃる労働大学へ行って講演をしたのですけれども、そのときに非常に感じたのです。あんな小さな、と言つちや失礼ですけれども、あれでも相当な力になつてくるですね。十年あるいは七年やつておりますでしょう。だからほんとうの精神をもつて研究所をやつて、しかも政策中心の研究を集積していくたら相当できるのではないか。ほかのやつができるからそれを利用するということを中心にしてやつていただきたいと思います。

そこでやはりさつきのコンロン・レポートの問題になるのですけれども、アメリカの学者が来て調べて日本のインテリについて注目しておるようですが、日本のインテリというのはそういう意味においてちょっとと気分的に政府に反対であります。しかし私どもは憲法問題研究会とかああいうふうなものをやつてみて、やつぱりほんとうに気分的であつて意思的ではないですね。意思的でないというのは、つまり日本のインテリの組織が非常に分散しておつて、非常に思い思いで、フランスよりももつとひどいと思

うのですが、そういうふうな意味で純粹のインテリ、フランス的なそういう意味においてニヒリストイック的であってデカダン的であったり、そういう点が非常に多いと思うのです。そうすると、ほんとうに政治に対する信頼性を彼らが持つようになればやはり一つの大勢力になら

ると思う。それと社会党とがいかに結びつくかということが日本の将来にとっては非常に大切なことだと思うですね。それを一つのネックとしてふだんから考えていたので、ちょっと失礼なことを申し上げたのですがお許しいただいたいと思うのです。（拍手）

「明年度予算について」

助言者 芹 沢 彪 衛
(武藏大教授)

再軍備や、あるいは国民年金との関連において、軍人恩給をどう取扱うか、社会党の態度は明らかでない。

また、政府と同様に社会党も治山治水に力を入れるという方針であるが、これには疑問がある。社会党は外為のインベントリーをとり崩して治山治水にあてるということがあるが、これ

は賛成できない。治山治水費はむざむざボスや土建屋のくいものになっているが、これを合理化することが必要だ。治山治水にまず金を出せということではなく、どんな金の使い方をするのかを問題とすべきである。二十八年災害のときも、金を出せ、金を出せとさわいで、結果は金を使いきれなくて、ずい分いい加減な使い方をしたという悪い前例がある。

そんな金を出すよりは、まず被災者の生活保障を考え、その方へ優先して金を使うべきである。また、たとえば今度の鍋田干拓の例をみても、一回台風がきたくなってしまうようなものに金を使うのはやめよう。社会党は、自民党と競争して治山治水に金を出せ、金を出せといいうだけであって、この批判をしていない。たとえば東北の北上川開発にしても、工事のやりかげで風雨にさらしているから、今までに投入した予算はなんの役にもたたくなり、今後工事をつづけるとすれば、また出発点からやらなければならぬ。もうこういう公共事業費は支出する必要がないという態度でのぞむべきである。

財政投融資にしても、乱暴な議論だが一年ぐらいい設備投資をやめたらどうか。そして国民生활安定、低所得階層のひき上げに全力をあげる

べきだ。

要するに、予算に対する態度としては、明年になつて予算が成立した後に経済情勢が一変したときに、あの予算審議のときに社会党もそろいう主張をしたではないかとやられないよう気につけるべきである。

〔質問〕

先生の、治山治水などは力をいれる必要がないというご意見は、財政の効率的運用ということからみて話はわかるが、現実に災害が起つて農地などが被害が起つたときにこれを放つておけるか。

芹沢教授
そういう場合は当然対策を講じなければならないが、鍋田干拓地のような、明きらかに金を捨てるような事業は考え方直すべきだということだ。

〔田中一参議員〕

公共事業費の使用の不合理については、党は政府に対して強く批判を加えている。たとえば今度の鍋田干拓もそうであるし、また何兆という金を投じて東京湾埋立を政府与党はやろうとしているが、これも東京湾の地盤、岩盤などの調査が全く行なわれていない。こういう所へ埋立てしても、かならず地盤沈下という問題は起ころし、またもし東京湾埋立地へ台風が来襲したら大変なことになる。こういうことを党は強く主張して、自民党提出の臨海地域開発促進法案の成立を阻止している。

三、合理化問題について

助言者 相 原

(東大教授) 茂

一、最近の合理化の特徴

(1) 最近の合理化の特徴を、戦前ひらく行なわれた合理化とくらべてどういう点に特徴があるかというと、戦前の合理化は、計画的、意識的なものではなかつたが、最近の合理化は、非常に計画的、意識的であるということだ。

戦前の合理化の発祥地ドイツでは、ドイツ人自らアメリカにいってムダ廃止を学びとり、自分たちが勝手に合理化運動を進めた。ところが今度の場合は国際的であり、極めて意識的、計画的である。

(2) さらに戦前は規格化、標準化などが合理化の主たる形態であったが、今回は一口にいって標準化、流動化を近代化した形態、すなわちオートメーション化が特徴である。フーバーが一九二七年ムダ節約運動を進めたのをとり入れた程度のものからみれば、極めて近代化されているといえる。

(3) しかも戦前の合理化は、生産のプロセスをそれほど替えるものではなかつた。戦後は原料の転換から、生産のプロセス自体が変化するとか、企業のなかでは総合化、多角化が行なわれるを得ないという現象をともなつてゐる。

二、こんにちの合理化がそのまま進むと日本の場合どうなるか。

(1) こんにちの合理化は、第一に巨額の資本を要し、すこしでも早く技術を取り入れなければならぬ。このことが競争にうち勝つ前提条件である。第二に社会的間接資本(鉄道、道路、港湾等)に多くの資本が必要となつてくる。

このため技術と資本の関係で、アメリカへの従属—あまり使いたくない言葉だが—が深くなれる。たとえば、日本資本主義がひろい新中国市場を持つていながら、それを拒否してアメリカとの貿易に従属しているのは、アメリカなら、この急速な合理化を進める上に必要な技術と資本を提供してくれるが、新中国はこれを保障し

てくれないからである。したがつて、日本資本主義は少々の市場を手に入れることよりも、巨大な資本と高度な技術を当面一番必要としている。

(2) しかもアメリカは、コストインフレの関係で、アメリカの高賃金労働者を雇用することを好まない。アメリカの資本と日本の労働力を結合させることを本質的に求める。——アメリカ独占資本には、この傾向が底流として動いていることを注意しなければならない。

(3) また技術の面においても、戦後アメリカは日本占領という有利な地位を利用して、どんどんアメリカの原料を入れた。原料は当然技術に結びつく。こうして日本資本主義は、あの戦後の迂回生産の再開時からアメリカの原料に必要なアメリカの技術が必然的に入れられてしまつたわけである。

(5) このように歴史的な過程をもつて進められている合理化に対しても、根強い転換方向をつかわなければならない。社会的間接資本の投資のあり方、科学技術の振興などを、大局的な見地から進めらるべきである。

三、こんにちの合理化にどう対処するか。

こんにち、生産単位が非常に大きくなり、コンビナート化する傾向にあるが、この傾向は好ましい傾向として受け取るべきだ。しかし、これが極めて矛盾にみちたかたちで進められるところに当面した問題がある。とくに雇用問題や労働条件に大きな無理がおきていて。したがつてわれわれには、雇用問題を解決し、生活水準を高めるために生産力の効果をどう生かすか、その要因はどこにあるか、の分析、前向きの政策が必要となつてくる。

たとえば、日本の化学工業は戦後極めて大きく成長している。しかし、この化学工業会社全部と一緒にしても、イタリーのモンティカティニやアメリカのデュポン一社にも匹敵しない。

日本の場合、数多くの資本のワクが、生産力の正常な発展を押しつぶしてしまっている。

原子力開発にしても然り。歐州諸国ではユーラトム体制をとつて協力し合っているが、日本では各財閥グループが競いあつてゐる。原子力開発がすでに八つも九つもの財閥がバラバラにやつてゐたのでは処理できない状態にきてゐるにもかかわらず、これを生かす方向がとられていない。したがつて、社会党としては、産業政

策というか、産業構造政策というか、そういうものを提案する必要がある。あれが悪い、これが悪いということだけではなくて、生産力の増大、所得の増大、雇用の増大策を具体的に提示すべきである。その二倍にも三倍にもなった明かるい未来図を、国民の前に示す必要がある。その未来図が生産力の発展的なベースに合わせて進められねばならない。

四、農業問題

題

助言者 大谷省三

(東京農工大学教授)

最近農村各地を回つて感ずることは、農業基本法ブーム、それと結びついて所得倍増論ブームが意外に強いということである。すなわち、農民の間に、深く考えずに何かそうしたことが可能であるという幻想が与えられている。そして、とくに農林漁業基本問題調査会が、なんらかの結論を出してくれて解決されるのではないかという幻想がばらまかれている。しかも一方では、農林省などは何か問題があると、基本問題調査会で調査中であるという逃げる口実に使われている。

農業法人化問題についてもそういう態度であつたが、これはなんらかの結論を出さざるを得ない立場に追い込まれたので、農協法ならびに農地法の一部改正を行なう模様である。しかし他のいっさいの問題は調査会待ちとされる。しかし調査会は、そこで基本法を作るとは言つていないのである。

一方社会党の農業基本法は、一般農民の間に十分に浸透していないようである。また一般には基本法は自民党でなければできないと思われている。したがつて社会党は自民党的基本法の矛盾をつくことにもつと力を入れるべきではないかと思う。

自民党では現在問題にされている農業と他産業の間の所得較差をなくすことはできない。アメリカでもイギリスでも、最近はこれほど大きな国民負担をしてまで、農業を保護しなければならないのかといわれるほど、農業保護政策を

とりながら、なお資本主義においては農工間の所得較差は開くばかりである。これは事実でありわが國も例外ではない。自民党的所得倍増計画も、經濟企画庁の試算で全体で年率七・二%の經濟成長率にしたが、農業はどんなに無理をしても三・〇%にしかできなかつた。したがつて工業は十年間で生産が二・四倍となるという計画になつたが、農業は一・三倍にしかならなかつた。自民党はこれに対し計算のやり直しを命じたが、遂に調整がつかず、最終的には農業だけは数字を示さず、ただ作文をならべて幻想を与えているだけである。社会党はこの矛盾を指摘せねばならないと思う。

農林省の基本問題調査会では、まだここまで議論がきいていないようであるが、しかしかりに現在の輸入農産物二千億円分をなくし、自給できるようにするという仮定をした場合でも、農業生産の成長率は年率四・五%であるという結論が出されている。この四・五%としても十年間に二倍にすることはできないのである。社会党はこの点を農村に持ちこみ、自民党がばらまいている幻想をぶち破る必要があるのでないか。社会党も農業基本法をもつていなければならぬが、しかしそれだけでは不十分ではないかといふことを強調したい。そして社会党の農業政策を農村の娘さんが喜んで嫁に行こうとする農家を作るというような、現象的に農村の青年婦人が希望しているところにピントを合わせるよう要望したい。

質問 政府の農業政策は中以上の農家を対象としているとみられる。だが実際には全体の六五%の農家は兼業農家であり、零細な飯米農家が非常に多い。この点大いに不満であるが、社会党の場合、中農以下の農家に対してはどうしたらよいか、お聞きしたい。

大谷 はじめに兼業農家がすなわち貧しいと考えるのは問題であると指摘したい。現在第二種兼業農家は専業農家の中層よりも農家所得は高くなっている。いま一番困っているのは從来中農といわれている人達ではないか、中農といわれていた人達が貧農になっているのである。このように最近では事情が変ってきている。次に、農業の問題は農村内部だけでは解決できないということを考え直すべきである。第一に農村の潜在人口にしても、福田農相など二、三男問題は重要であると言っているが、これは認識不足であり、現在二、三男は将来を考えて中小企業に就職し、二、三男問題はすくなくなつており、むしろ過剰農家対策として離農、脱農をハッキリと問題にすべきである。この場合、農村から出していく労働者の賃金が低い、したがつて一戸をあげて出ていかれないということが問題であり、これは労賃政策の問題である。また、農地を手放すときの農地法の許可をゆるめることも必要となろう。第二に、農産物価格対策を本格的に進めるべきだ。新農村建設計画の一につき適地適作がいわれたが、これによつて入られたものは野菜、果実の商品作物が多い。果実の場合まだ成木になつていないため矛盾が出ていないが、成木になつたとき価格問題が大きな問題となろう。米麦農業にはまぎりなりにも価格保護政策があつたが、その保護のないところに農民を追いやつてゐるわけである。また農業生産を高めるには地力を高めることが根本対策であるが、一方、農協はヤミ米ぼく減運動をやつており、それがあつまって政府に買わせるとすると、ぼう大な赤字になる。そのときは統制撤廃が再び問題となろう。社会党としては徹

底的な価格支持政策をとるべきであり、同時に経営規模の拡大、そのための共同化、さらに農協についての根本的検討が必要ではないかと思う。

質問 貿易自由化により大豆などは大きな影響を受けると思うが、これに対する農業の対策についてお聞きしたい。

大谷 自由化の問題では北海道などでは非常に動搖している。しかしガット三五条の制限をはずしてもらうためには自由化は必要で、そのためには生産費を下げる必要になつてくる。関税を設けて保護することも考えられるが、それをアメリカが認めるであろうか。したがつて極めて原則的な話になつてしまふが、できるだけ早い機会に生産力を高めることをやつていく以外にないと思う。

質問 農業共同化の問題は土地問題や利潤分配問題など困難な問題が多いと思うが、どう進めればよいか、法人化問題についてはどう考えるか。

大谷 法人化問題は社会党の政策では農協のもとに生産組合を作り、単独立法で法制化するという方針であるが、そう堅苦しくいく必要はないのではないか。戦後の農政はほとんど上から流されたが、法人化問題だけは富農層にせよ、なんにせよ、下から起つた動きである。この農民の創意を伸ばしてやるべきではないか。協同組合法人でも会社法人でもよい、農民の欲つするがごとくに規模の拡大をやらせるべきではないかと思う。愛媛県の立間法人は農地法にふれないので共同経営をやろうとしている。実際によく研究しておりその創意は尊重すべきだが、存続するかどうかは今後の問題である。經營規模のちがいから配分問題などに困難な問題が起ころう。中国の場合、初期の互助組から初級合作社へ、それから高級合作社へ、さらには民公社へと発展していった足どりみると、それぞれの段階で新らしい矛盾が発生し、それを解決するためには次の段階へと発展していく。この点、現在の日本の経済機構の中で、このようにまつすぐに発展しうるかどうか疑問である。わが国の共同化はほとんど開拓地で行なわれているが、これは分配が簡単なためである。階層分化の進んでいる所ではかならず配分

問題が起こっている。わが国では北海道根室原野のバイロットファームでこの問題を解決しているが、そこでは能力差を認めず仕事さえすれば平等に分配する形式をとっている。この点の理解がなければ困難であるとその指導者は語っていた。共同経営が困難な場合、当面の問題として農協が生産面でもっと積極的に出るということも考えられる。たとえば新潟県の泉野農協では、ファーガソントラクター（三七馬力）

を農協で買い、三、四年に一回地力を高めるための深耕をしているが、このように一方で農協が大農具を共同で持ち、一方個々の農家はあらゆる面に利用のできる小型農機具をもち立体的な農業を営むことも一つの方法であろう。現在日本の農業が反収が高いにもかかわらずコストが高いのは、生産資材が高くつくということもう一つの原因であり、その点からも共同利用ということは考えられねばならない。

五、中 小 企 業 問 題

助 言 者 小 林 義 雄

(専修大教授)

日本の中小企業問題はむづかしく、あつかいにくく、理くつでわりきれないものが多い。こ

れは日本資本主義の発達の経過が複雑なところからもたらされたのだ。中小企業は弱くて、つぶれやすいといわれながら、一方では大企業の利潤の源泉になつていている。最近では大企業の側で、中小企業をどう利用するかを真剣に考えるようになってきた。一がいに中小企業といつても、大企業と密接な関係をもつものが多くなってきたから、キメのこまかい対策が必要であ

れども大したことはなさそうだ。

こうした現状のなかで、商工会法案がだされるのだが、官僚統制、自民党の選挙のための組織対策にそのねらいがあるようと思われる。実際の事業も、大した内容のものではない。いままで対策の空白になつていていた地帶、零細企業を、組織対策として考へているのだろう。社会党がいち早く、商工会法案に対する態度を発表したなかで、指摘している点は正しいと思う。商工会法案が大都市に商工会議所があるからと、避けているのは理解に苦しむ。大都市にこそ零細企業が圧倒的に多いのであるから。

零細業者対策が必要なことはいうまでもない。これを一片の法律でかたづけうるものではない。農民運動などと同じレベルで、その対策を検討すべきだろう。単なる政策だけでなく、組織し、運動としてもりあげて行かなければならぬ。もちろん、商工会法案はダメだというだけではすまされない。党の代案は当然必要だろう。

中小企業振興法案の動きについても注意すべきだ。団体組織法の成立のために動いた人々が考へているようである。すなわち、商工組合について不況条件をなくすこと、団体交渉権をみるとめること、最初から価格協定に入れることなど、団体組織法でうまく行かなかつた諸点をもりこもうとしている。

さらに輸出業者の登録制も考へて いるようだ。これらの場当たり的な動きには、危険な要素は、もっと対策を深めて考へるべきだ。

退職金共済法もこの十一月から実施されたが

がふくまれているから注意が必要である。

最後に若干気のついた点をいうと、

- (1) 日本でも、もと本格的に中小企業対策が、いろいろな部門で考えられるべきではないだろうか。イギリスでは科学技術庁のような役所が、実際は、中小企業の技術向上をその仕事の中心としている。こういう機構がいくつもみられる。日本では貧弱な中小企業庁で、なにもかもとりあつかわれている。
- (2) 輸出産業には中小企業が多く、最終製品段階が中小企業の手になるものだけでも、輸出の半分以上に達している。こうして獲得された外貨は、大企業の原料輸入に使われている。輸出産業についても、なんらかの中小企業対策を別途考慮する必要がある。
- (3) 戦後は大企業による中小企業の系列化がすんでいる。これにどう対処するかも、こんごの課題であろう。

- (4) 最賃問題について私は、中小企業対策なき最賃はあまりにも無責任であり、真実性をもたぬ点を強調したい。最賃に並行する中小企業に対する助成が絶対に必要である。

○質疑応答

埼玉県連政審会長

商工会法案について、自

民党は地方で、さかんに宣伝しているが、もうすこしくわしく、そのねらいなり、カラクリを説明してほしい。

小林教授 自民党が組織対策として重要視していることはさきに述べたとおりです。いままで零細業者は、政府の政策の恩恵にあずかったことがないから、補助金がもらえるからといえど、内容はともかく、一応賛成するのも無理からぬことだ。しかしその補助金は極めてわずかだから、各個の手に入るのはとるにたらない額だろう。これで立派な事業、たとえば企業診断

などできるはずがない。

東京都印刷工業協同組合代表

(1) われわれにとって労働対策の問題が一番中心になる。労働組合ができれば、実際つぶれるものがある。労務管理の問題について先生の考えを話していただきたい。

(2) 業者は商工会法案について、期待している。むしろ經營者の頭のきりかえが必要だと思うのだが、なにかいい対策はないだろうか。運動という面からとらえた方がよいのではないか。

(3) 中小企業金融といつても、中規模以上のものが事実上独占していて、零細業者にまではどいていない。零細金融というのには、ただ融資ワークを金融機関に設けるというだけでは意味がないと思うが。

小林教授 (1) 労働問題は、大企業とはおのずから違ったやり方で処理されなければならない。組合を一番こわがっている中小企業者自身のこととよく考へる必要がある。現状では未組織の組織化が一番大切で、それには御用組合でもよいから、できないよりはできた方がよい。また中小企業のおそれる最賃をいきなり高い線でなげつけるのは間違いだ。もっと政治的考慮をはらって、低いところから、漸次高い目標へ進むようにすべきだろう。

(2) 中小企業の団結は、口でいうのはたやすいが、実際はむづかしい。既成のものも本当に地のついたものはない。社会党としては、むしろ零細のものから手がけてゆくべきではないか。企業組合の運動をこの際、再検討してもよいのではないか。法律だけにたよらず、党独自で組織化をはかつてゆくべきだろう。

(3) 零細金融はやはり、組織化と結びつけて行なわなければ、効果的でないと思う。

最近の物価動向

(資料)

一、最近の物価の動き

- (1) 私鉄一七%の値上げにはじまつた昭和三十四年度はその後のラジオ二六%、新聞一八%、二四%と値上がりが続き、各種物価値上げを誇りしている。とくに最近物価の値上りが目立

ち、伊勢湾台風の影響もあるが、八月から上昇の足どりである。例えば日銀調べの卸売物価指数は、八月から十一月上旬までに三%近く上った。

- (2) 現在の物価の高さは昭和三十一年四一六月

（19）

ごろの水準である。神武景気によるピーク

(三十二年四月第一週の一七四・八)からみるとまだ低いが、最近の各種公共料金、環境衛生関係料金の値上げ機運に乗って緊張の度を増大する傾向にある。

二、ガス料金値上げ

東京、大阪両ガス会社のガス料金値上げ問題は、十月初旬公聴会(労組、主婦代表反対、業

界代表条件つき賛成)を終って、三十五年一月から実施に決った。(東邦ガスも申請していたが、伊勢湾台風で需要者の被害が大きいため一応取下げ、ある程度の復旧が進み次第再び申請する)

(1) 会社の主張する値上げ理由

(1) 昭和二十八年以来の第一次都市ガス施設拡充五ヵ年計画、続く第二次計画の遂行によつて高額の設備投資が行われ、資本費が

高騰した。

(2) 全収入の三割を占めるコークス価格が昭和三十三年初頭から大巾に下落したため、資本費の高騰分を吸収することができなく

なり、経営収支を急速に悪化している。

料金改訂申請(九月十一日付)一立方メートル当たり

東京	(本社)	申請料金	現行料金	値上率
一円六毛錢二 三・三	一円七毛錢一 二・九	一円〇・三%		
大阪	(本社) 地方 三、三	一六、三	一元一・一%	九・六%
			六、六	九・六%

※これに一割のガス消費税が加算される。

(3) 本支管工事費の会社負担額改訂

ガス料金を改訂するかわり、需要者の都合によって本支管を延長する場合の工事費会社負担額現行七、五〇〇円を一〇、〇〇〇円に引上げて需要者の工事費負担を軽減する。

(4) 最低料金(一〇立方メートルまで)の引上げ

東京ガス本社区域においては現行の二四六円五七銭から三二〇円に(値上率二九・八%)大阪ガス本社区域においても現行の二四九円四四銭から三二〇円に引き上げる。(値上率二八・三%)

(5) 他の事業者の料金改訂状況

昭和二十七年以降現在までに料金値上げを行つた事業者数は三一、うち三十三年以降現在までには二四事業者の多きを数えている。値上率は一三%~一八%

通産当局の動き

両社とも資本費の高騰はやむを得ないものになつてゐるし、今後も普及率を高めなければならぬとして、東京一一・五%, 大阪一・九五%の値上げを認め三十五年一月一日から実施に決つた。

三、電気料金値上げの動き

(1) 三割頭打ち制廃止

二十九年料金改訂の際、料金の急激な上昇を緩和するため採用した「三割頭打ち制」(夏冬二本立料金を高い冬料金に一本化の値上げをしたが、この値上げ率が三割以上に及ぶのは最高三割で打ち切る制度)のうち定額電灯はなお存続を認めたが、公共事業及び特定産業と、従量電灯は十月一日から廃止した。このため従量電灯を使う一般家庭は月約四十円の値上がりとなつた。

(2) 新料金制度採用の動き

通産省は新電気料金制度の検討を急ぎ、新年度から実施させたいとの動きをみせてゐる。

新料金制度は料金水準、料金体系を大巾にかえるもので、直接値上げを狙つたものでないとしているが、全面的にこの制度が採用されればコストで約五・三%, 開発費のコスト増約一・八%を合せて七・八%の値上げになるものとみられる。

四、理容、クリーニング値上げの動き

中央環境衛生適正化審議会は十一月二十日理容とクリーニングの適正化基準を決め、厚生大臣に答申した。これに基いて大臣は近く認可の動きにあるが、さらに知事の認可を要するので、実施は三十五年夏頃とみられる。適正化基準はつぎのとおり。

理 容

調 球	一四九円九一銭
丸 刈	一二三、七五
顏 そ り	八一、一六
子供 調髪	九五、五一
子供 丸 刈	六六、九九

クリーニング

ワイシャツ	三四、五九
背広 上衣	一八五、七六
ズ ポ ン	一三六、四四

資料

一、平和国土建設隊法要綱

一、設置の趣旨

祖国の資源を食いつぶし、荒廃せしめたものは、軍備と戦争と金もうけ本位の無計画な山河資源の乱用収奪であり、また道路、港湾、橋梁および住宅などのいちじるしい立ちおくれは、大資本の利益に奉仕し、国民の福祉をかえりみない歴代保守政権の政策の結果である。

これがため終戦後相づぐ台風禍により、年々二千数百億円の損害を受け、本年伊勢湾台風の甚大な被害をこうむっているにかかわらず、保守党政府はその抜本的対策をおこしたり、復旧の経費を惜しんで原子兵器ミサイル時代の役に立たない自衛隊を増強し、ジェット機、ミサイルを購入し、貴重な国民労働の成果を再び軍備と戦争に消耗せんとしている。

このことは米ソ首脳の交流、国連八十二万国の軍縮決議など平和共存と軍縮への世界の情勢に逆行するものといわなければならない。

この誤まれる政策を是正し軍備を縮小し、国土の補修と資源の計画的再開発を進め、産業文化の基礎建設をすみやかに完成し、国土と国民生活の大改造を断行する「平和建設闘争」こそ日本社会党的重大な任務である。

われわれはこの観点に立ち、自衛隊を改編解消し、一部は国内治安のための民主的警察隊とし、他の一部を「平和国土建設隊」に移行し、平和日本建設の行動隊たらしめようとするもの

である。

二、平和国土建設隊の任務

1 地震、風水害、大火災などの災害に際し、防護救援に出動し、復旧作業に従事する。これがため建設隊を常時から要点に配置し、応急食料、給水器械、舟艇、および応急復旧資材を整備する。

2 党の平和経済建設計画にもとづき、治山治水、農業開発、道路、港湾などの建設の中核体として、重要部分を実施推進し、国土改造を完成する。

3 土地、水、地下資源の実測調査、気象観測などを行ない、またつねに建設科学技術の研究習得につとめ、開発精神をやしない、国民生活の近代化と新文化創造の前衛たらしめる。

三、編成

1 中央に本部ならびに教育技術衛生補給などの諸機関をおく。また本部直轄の海上、航空、通信などの諸隊をおく。

2 各地域（北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州）に地方部隊をおき、地方部隊はそれぞれ業務種別に応じ適当な作業単位にわかつち、またその地域の必要により各府県に配置される。

3 地方部隊は業務種別により、左の諸部門に分かれる。

冬オーバー 三五三、七九
タイトスカート 九四、〇一
ワンピース 三〇一、九九

冬オーバー 三五三、七九
タイトスカート 九四、〇一
ワンピース 三〇一、九九

五、通運料金引上げの動き

(1) 昨年六月、全国の五百四通運事業者から運輸省に対して九・八八%の値上げが申請されていたが、その後運輸審議会で検討し、二回の公聴会を開き、約七%程度の値上げはやむを得ぬとして、年内認可の動きにある。

(2) 通運業者の年間収入は現在約五百十三億円にのぼっているので、かりに七%上ると約三十六億円の增收が見込まれる。

六、その他

電話、国鉄、定期、学割、映画、うどん、そば等、各方面に値上げ問題は波及し、年末には地下鉄値上げも抜き打ち的にでてきた。かくて昭和三十五年度は深刻な物価値上げ攻勢が展開される見込みである。

- 一、土地利用隊 開こん、干拓、草地造成など農林業開発の建設
- 二、交通建設隊 道路、交通、橋梁、港湾などの建設
- 三、河川建設隊 河川の改修、砂防およびダムの建設
- 四、建築隊 上下水道などの都市施設、大規模な公共建物などの建設
- 五、輸送隊 救援、復旧、建設の資材人員の陸上輸送
- 六、通信隊 有線、無線通信
- 七、国土調査隊 土地、水、地下大陸棚資源の実測調査
- 4 人員給与
- (1) 人員はおおむね十五万人程度とし、自衛隊より移行する者および新規採用者をもって充てる。
 - (2) 隊は国家公務員とし、専門職と志願による者に分け、現行自衛隊の階級はとらない。
 - (3) 志願による隊員の服務期間は三ヵ年とする。
- 志願による隊員が服務期間を終了したときは本人の希望により試験を受けて専門職となることができる。服務を終了した隊員に対しては、組織的に開発農地への入植、就職のあっせんを行なうものとする。
- (4) 給与は国家公務員に準じて行ない、とにかく技術者を優遇し、志願による隊員の待ける。
- (5) 隊員は作業と並行して、建設技術教育を受けるものとする。
- 四、機構および運営
- 1 中央に建設省を中心として各省庁の開発建設部門を統合して国土開発省を設け、平和国土建設隊は国土開発大臣の所轄のもとにおき、建設隊運営のため「平和建設審議会」をおく。審議会は学術、産業、労働その他各界の代表者をもって構成する。
 - 2 各省庁の資源調査、土木建築研究機関などを国土開発省に統合し「開発技術者会議」をおき、そのもとに各種研究機関を強化整備する。
- 3 国土開発省が設置されるまで、平和国土建
- 5 各種の開発建設事業を強力に推進するため、関係予算を大幅に増額し、国土総合開発法などによる開発計画をすみやかに完成するものとし、平和国土建設隊はその推進の中核となる。
- 6 民間土木建設業との調整に留意し、平和国
- 7 地方建設隊は国土縦貫幹線道路、本土横断道路、山林原野などの奥地開発を担当するなど急激な変動を避けるものとする。
- 8 災害時は罹災者の直接救援はもとより、堤防、橋梁、道路、住宅などの応急復旧を行うものとする。
- 9 都道府県、市町村の建設事業のうち適当なものは平和国土建設隊が委託施工し得るものとする。
- 10 地方公共団体および住民との協力体制を強化し、土地、水資源、利用調査、利用計画の策定など事業の実施につき、地元市町村、および諸団体の代表をもつて「地区開発委員会」を設置し、建設隊はこれに技術的援助を行なうよう配慮するものとする。
- 11 平和国土建設隊の編成は、自衛隊の改編縮小と並行しつつ、年次的に進捗せしめ早期に完了する。
- 12 建設隊設置当初は左の者をもつて隊員に充当する。
- (1) 自衛隊のうち、建設本部、施設隊、陸上輸送隊、航空連絡部隊の要員を改編移行せしめる。
 - (2) 経済企画庁、調達庁、建設、農林その他の各省庁およびその地方機関の職員の一部を建設隊の幹部要員にあてる。
 - (3) 自衛隊の毎年の退職者のうち希望者および、一般応募者のうちから建設隊の要員を採用する。

設隊は建設省の所管とする。

七、経費

初年度建設隊員五万人と見込み、給与、被服、糧食、施設、器材費として約三〇〇億円程度とし、その財源は、防衛庁の装備、弾薬、施

二、家内労働法案要綱

第一章 総則

一、この法律は、家内労働者の最低労働報酬額、安全および衛生その他の労働条件の基準に関する必要な事項を規定し、もって家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

二、この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 物品の販売を業とし、または物品の製造もしくは加工（以下「製造など」という。）の請負を業とする者であつて、販売もしくは製造などの目的物である物品もしくはその半製品、部品、付属品もしくは原材料または当該業とする者がその業務のため使用しもしくは消費する物品もしくはその半製品、部品、付属品もしくは原材料の製造などを家内労働者に委託するもの。
- (2) 物品の販売を業とし、または物品の製造などの請負を業とする者の委託を受けて、その者のために、自己の名で、前号に規定する物品もしくはその半製品、物品、付属品もしくは原材料（以下「物品等」という。）の製造などを家内労働者に委託することを業とする者。
- (3) この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支払われる者をいう。

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支

3 この法律で「労働報酬」とは、委託者が家

内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対償として支払うすべてのものをい

3 この法律で「その他の報酬」とは、委託者

が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品の製造等に係る家内労働者の給付に支払う労働報酬以外の報酬をいう。

四、委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に對し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に區別して対償を支払わなければならぬ。

第二章 労働報酬

（最低労働報酬額）

五、委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造についての最低労働報酬額を定めるべきことを申請しなければならない。

- 2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに当該最低労働報酬額を定めたければならない。
- 3 前項の最低労働報酬額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法修正案（党提案予定）第三条第一項に規定する基本たる賃金が時間によつて定められている労働者の最低賃金額に当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。
- 4 前項の標準所要時間は、満十八歳以上の労働者であつて当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した時間が比較的短い者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定められなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一

のものである場合には、適用しない。

ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもって当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(労働報酬額)

六、委託者が家内労働者に対して支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

第三章 安全及び衛生

(危害の防止)

七、委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、原料若しくは材料等による危害を防止し、公衆衛生に必要な措置を講じなければならない。

(有害物の使用、禁止)

八、ベンゾールその他命令で定める有害物は、これを使用してはならない。

(安全衛生教育)

九、委託者は家内労働者に対し、当該委託業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さねばならない。

(健康診断)

十、国または公共団体は家内労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、定期に家内労働者の健康診断を行なわなければならない。

(健康診断に必要な事項は命令で定める。)

(注) 費用負担は原則として国家が負担するが、これについては政令で定める。—証明書の発行)

(監督上の行政措置)

十一、行政官庁は必要であると認める場合は、危険度の高い委託業務の差し止めを命ずることがができる。

第四章 書類の整備等

十六、労働基準局、地方労働局、都道府県労働

十二、委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額をもって当該委託しようとする物品等の製造二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

(労働基準法の準用)

十三、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第一条から第四条まで及び第十三条の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

(報告、検査等)

十四、行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に對し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 監 督 機 関

(家内労働審議会)

十五、最低労働報酬額安全及び衛生その他の家内労働者の労働条件に関する事項を審議させるために、中央家内労働審議会及び地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者、委託者を代表する者及び公認を嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推せんに基いて委嘱する。

3 家内労働審議会は、必要であると認める場合には、第一項に規定する事項については行政官庁に建議することができる。

4 この法律で定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)

基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官は、労働省の職員のうちから労働大臣が命ずる。

十七、労働基準局長は労働大臣の、地方労働局长は労働基準局長の、都道府県労働基準局長は労働基準局長又は地方労働局長の労働基準

監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律の施行に関する事項を掌る。

(命令への委任)

十八、この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰 則 (略)

二、農業災害補償制度改正要綱

農業災害補償制度対策特別委員会

第一、現行制度を農家の所得補償方式に改めること

1 現行制度は生産費の一部補償をするに過ぎない。これを実収高の八割までを補償するよう改め、収穫保険とし農民の所得補償を行なうこと。

2 他の災害関係法及び行政施策を整理統一しこれに集中する措置をとること。

3 農業経営の実体に即応して強制加入は未必に適用し、麦、菜種、大豆、果樹等地方的

重要農産物は任意加入制度として農産物の地域性と農家経営の実体に即するよう改め、再保險の措置を講ずること。

4 損害評価の自主性を確保し基準反収を農業生産力発展の実情に即するよう「災害なかりせば」の実収反収を基準とすること。

5 共済事故原因を再検討整理し、病虫害防除共済面を制度化しこれが完備に伴い、病虫害を事故原因より除外すること。

第二、農民負担の軽減をはかること

1 賦課金を全廃し、事務費等は全額国庫負担とし公営的性格を強化すると共に農民負担の軽減をはかること。

2 農民負担は掛金のみとし共済金額は農家單位の自由選択制とし共済金に対応して段階制による掛金率を定めること。

3 無事戻し制を確立すること。この場合農民負担の増高せざるよう財政措置をとること。

第三、市町村公営の積極的推進

1 現行市町村移譲制度を積極的に推進する措置をとり一定年限内に移譲を完了すること。

2 市町村移譲に伴なつて生ずる市町村の財政上の必要な措置を講ずること。

3 共済組合職員及び常勤役員の勤務年数の通算制等、移譲に伴なう身分の保障待遇の改善等に充分の措置を講ずること。

4 市町村移譲後の運営については、農民の意志が反映するよう特別の機構を設けること。

第四、組織、機構等の簡素化運営の合理化をはかること

1 現在の基金、協会、特別会計等の在り方を再検討し中央機関の組織機構を体系化すること。

2 中央機関と市町村の二段階制とし都道府県には必要に応じ中央機関の支所、出張所等を設け、経費の節減、各都道府県間の運営の均衡を計ること。

3 農林省より業務、指導部分を分離し監督機構のみとし之れを強化すると共に、新しく正規の業務、指導の中央機関を設立、整備し機構の簡素化と民主的能率の向上を計ること。

第五、制度の抜本改正等の早期実現について

1 建物等の任意共済の取扱いについては農産物共済の市町村移譲の完了する時期に於いて農協事業との競合を調整するため必要な措置を講じ事業の一元化を計ること。

2 家畜共済、蚕繭共済等についても実情に即応するよう再検討すること。

3 政府は第三十四通常国会中に制度の抜本改

四、地盤沈下対策特別措置法案要

日本社会鷺地盤沈下対策特別委員会

(報告又は資料の徵収)

(目的)

第一 この法律は、地盤の沈下による災害を防除するため、地盤の沈下に関する調査を行い、公共土木施設に関する事業について特別の措置を定め、及び地盤の沈下の防止についての必要な措置を講じ、もって国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二 この法律で、「地盤沈下対策事業」とは、地盤沈下対策地域における地盤の沈下による災害(暴風、豪雨、洪水、高潮等による災害で地盤の沈下により増大するものを含む。以下同じ)を防除するために行われる事業で、國若しくは地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)に基く港湾局を含む)又はこれらの機関が法令により管理する次に掲げる施設に係るもの(臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第四十八条第一項の規定による復旧基本計画に基く復旧工事を除く)のうち、政令で定めるものをいう。

一 河 川
二 海 岸
三 港 湾
四 渔 港
五 下 水 道
六 農業用施設

(調査)

第三 内閣総理大臣は、地盤の沈下の調査に関する基本計画を作成するものとする。

2 前項の基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 調査を実施する地域
- 2 調査を実施する行政機関
- 3 調査を実施する期間

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見をきくとともに、地盤沈下対策審議会の議を経なければならぬ。

第四 第三の規定により作成された基本計画に基づき調査を実施する行政機関の長は、その調査のため必要があるときは、工場又は事業場の事業主に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(調査のための立入)

第五 第三の規定により作成された基本計画に基づき実施する行政機関の長又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、その調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りろうとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に告げなければならない。

3 第一項の規定により宅地又はかけ、さく等で囲まれた土地に立ち入りろうとするときは、立入の際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入りろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9

前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者が協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この

場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定により裁決を申請することができる。

第五条の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、総理府令で定めることができる。

第六 内閣総理大臣は、毎年、第三の規定により作成された基本計画に基く調査の結果をとりまとめ、これを地盤沈下対策審議会に報告するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

(地盤沈下対策地域の指定)

第七 内閣総理大臣は、第三の調査の結果、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地盤の沈下による災害が発生し、又は発生するおそれのある地域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地盤沈下対策地域として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により地盤沈下対策地域を指定する場合にはあらかじめ、地盤沈下対策審議会の議を経なければならぬ。これを廃止するときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による地盤沈下対策地域を指定するときは、総理府で定めるところにより、当該地盤沈下対策地域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地盤沈下対策地域の指定又は廃止は、前項の告示はよってその効力を生ずる。

(事業計画)

第八 地盤沈下対策事業に関する主務大臣は、関係都道府県知事の意見をきき、あらかじめ

め、地盤沈下対策審議会の議を経て、政令で定めるところにより、地盤沈下対策事業計画の規定による審議の決定があつたときは、案を作成し、閣議の決定を求めるべきである。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 地盤沈下対策事業に関する主務大臣は、前項の規定による審議の決定があつたときは、遅滞なく地盤沈下対策事業計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第三 地盤沈下対策審議会（以下「審議会」という）を置く。

第四 審議会の所掌事務

第十 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他地盤沈下対策地域における災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

第十一 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十九人以内をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者

三 関係行政機関の職員

四 関係都道府県知事

五 学識経験がある者

六 委員は、非常勤とする。

7 前項第五号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第一項第五号に掲げる委員は、再任されることができる。

9 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

10 会長は、会務を総理する。

11 委員は、非常勤とする。

第十二 審議会は、関係行政機関の長に対し、

資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(政令への委任)

第十三 第九から第十二までに定めるもののか、審議会に關し必要な事項は政令で定める。

(地盤沈下対策事業計画に基く事業費の負担割合の特例)

第十四 国は、地盤沈下対策事業計画に基く事業に要する経費については、政令で定めるところにより、その三分の二以上で、かつ、通常の国の負担割合を下らない割合で負担するものとする。

2 前項の規定による国の負担は、地盤沈下対策地域の指定の日の属する年度から当該地盤対策地域の廃止の日の属する年度までの間ににおける各年度の予算に係る地盤沈下対策事業計画に基く事業（地盤沈下対策地域の廃止の日後に実施される当該廃止の日の属する年度の予算に係る事業及び当該事業で翌年度に繰り越した経費に係るもので地盤沈下対策事業計画に基く事業に相当するものを含む。以下同じ）について行うものとする。

(他の法律の規定による国の負担割合の特例との関係)

第十五 第十四第一項の政令で定める国の負担割合は、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）第十七条に規定する事業であつて、地盤沈下対策事業計画に基く事業であるものに要する経費に係る国の負担割合について同条の特別の定をする場合における基礎とするものとする。

2 第十四第一項の政令で定める国は、東北開発促進法（昭和三十二年法律第二百十号）第十二第二項に規定する事業であつて、地盤沈下対策事業計画に基く事業であるものに要する経費に係る国の負担割合についての同項の規定に基づいて、同項に規定する通常の国の負担割合とする。
(原因者負担)

第十六 地盤沈下対策事業計画に基く事業の施行者は、当該事業に要する経費の一部を、政令で定めるところにより、地盤の沈下の原因となつた事業又は行為をした者に負担させることができる。

(地盤沈下の原因となる行為の規制)

第十七 内閣総理大臣は、地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、審議会の意見をきき、地盤対策地域内において行われ、かつ、地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある地下水の採取のうち、可燃性天然ガスの採取に伴う地下水（以下「ガス溶解水」という）に係るものについては通商産業大臣に、冷房の用に供する地下水（以下「冷房用水」という）に係るものについては建設大臣に対し、それぞれ、当該地下水の採取を停止し、又は制限することを要求することができる。

第十八 建設大臣は、前条の要求があつた場合には、都道府県知事に委任することができる。

(緊急を要する場合の規制及び損失補償)

第十九 内閣総理大臣は、地盤の沈下による災害を防除するため緊急の必要があると認めるときは、審議会の意見をきき、地盤の沈下を著しく促進し又は促進するおそれのあるガス溶解水、冷房用水又は工業（工業用水法（昭和三十一年法律第二百四十六号）第二条第二項に掲げる工業をいう。以下同じ）の用に供する地下水（以下「工業用水」という）の採取で地盤沈下対策地域内において行われるものを行なはなければならない。

2 国は、前項の規定による禁止により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第五、九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。
(可燃性天然ガス採取用設備の変更等に対する国の援助)

第二十 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取による場合において、当該ガス溶解水の採取のための設備の変更又は他の施設の設置により当該地域の地盤の沈下に影響を与えないで可燃性天然ガスの採取が可能であるときは、国は、当該設備の変更又は施設の設置に要する資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(冷房用の設備の改造に対する国の援助)

第二十一 地盤沈下対策地域における地盤の沈

下が当該地域における冷房用水の採取によるものであるときは、国は、当該地域における地下水を利用する冷房用の設備を地下水を利⽤しない冷房用の設備に改造することを促進し、及び当該設備の改造に要する資金を確保することに努めるものとする。

(工業用水道の設置の促進)

第二十二 地盤沈下対策地域における地盤の沈下が当該地域における地盤の沈下における工業用水の採取によるものであるときは、国は、当該地域における工業用水道の設置の促進について特別の措置を講ずるものとする。

(地方財政再促進特別措置法との関係)

第二十三 地方財政再建特別措置法に基く財政再建団体である地方公共団体である地方公共団体である地方公共団体が地盤沈下対策事業計画に基く事業を実施するために変更を加えようとする場合においては、自治府長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認め

る限り、同法第三条第四項において準用する

同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、当該地盤沈下対策事業計画に基く事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行ふ地方公共団体が地盤沈下対策事業計画

に基く事業を実施する場合に準用する。

(地盤沈下対策事業に係る地方債の利子補

研 究

一、臨海地域開発促進法案に対する当面の態度

日本社会党

国土開発計画の一貫として、臨海地域開発の促進が緊急を要するものであることは言をまつまでもない。しかしながら、現在臨時国会において継続審

給)

第二十四 国は、毎年度、政令で定めるところにより、地盤沈下対策事業計画に基く事業に要する経費の財源にあてるための地方債に係る地方債利子補給を当該地方団体に交付することができる。

第二十五 第十六条による負担の決定について不服がある者は、負担の決定のあった日から三十日以内に当該地盤沈下対策事業に関する主務大臣に訴願することができる。

(罰則)

第二十六 第十八条の規定により建設大臣著しくは都道府県知事が行う停止若しくは制限又は第九第一項の規定により内閣総理大臣が行う禁止に違反した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第二十七 次の号の一に該当する者は、六月以下の中止又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第五第七項の規定に違反して土地の立入

若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

第二十八 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第二十六又は第二十七の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して各条の罰金刑を科する。

(附則)

1 (施行期日)
2 (経過規定)

議中の臨海地域開発促進法案については、委員会審議における各参考人の意見に徴するも幾多の疑義がのべられたごとくよその内容、及び提案に至るまでの経過等において多くの不審な点

が見うけられる。

特に本法案の提案者の中に、自民党の最高幹部、現職の大臣の名前すら含まれていたことは、自民党の選挙日当時の空手形か、さもなければ、自民党幹部、官僚と業者間の利権法案になる恐れがある。

その内容上の主なる問題点は次の通りである。

一、国土開発法の一貫として本法案は取り上げられるべきであるのに、その関連が明らかでない。さらに、北海道、東北、九州、四国、中国等の地域開発計画との関連も不明である。

二、総理大臣の権限が拡大され、地方自治体ならびに、地方住民の意志が抹殺される恐れがある。さらに、漁場、漁港、農地の補償に対する対策が考慮されていない。

三、臨海地域の開発のみに重点が注がれると、人口がますます都市に集中し、地域間の不均衡はますます拡大されることになる。したがって、地域間のアンバランスを是正するための鉱工業再配置のための措置を平行して行なわないと後進地域の開発が無視されることになる。

したがって、わが党としては、知事会全漁連その他の関係団体ならびに学識経験者等の意見を十二分にとり入れ、臨海地域の開発が促進できるよう措置すべきことを要求するものである。なお通常国会においては、本法と平行し、党独自の「鉱工業の計画的な適正配置のための立法措置」を提案し、国土開発推進の一翼に供したい。

付 臨海地域開発促進法案の問題点

第一条（この法律の目的）

「工業その他の用に供する土地の造成利用」

1 「その他」の中に軍事基地、飛行場の設置等まで拡張解釈される余地がある。

2 「土地の造成、利用」の土地に農地が含まれているので、農地が不当につぶされるおそれがある。

第二条（臨海開発区域の指定）

臨海開発区域の指定が、陸上との程度まで含まれるかが明確でない。指定の範囲と基

準を明らかにすべきである。

第三条（基本計画の樹立等）

1 臨海地域開発の所管の中心が、建設大臣になつてゐるが、企画庁が中心であるべきである。

2 意見を聞くのは、関係都道府県知事のみならず、港湾の管理者（市、港務局、市町村一部事務組合等）も入れるべきである。

3 調査が必要であるが、この法律には調査に関する規定がない。調査の仕方を明確にすべきである。

第四条（基本計画の内容）

基本計画の構想が、全く明らかでない。こ

ういう國土開発のための重要な法案を提出する以上は、構想とそれに要する所要経費の概要程度を明らかにすべきである。

第五条（基本計画に関する調整）

漁場、漁港、農地の補償に対する対策、漁民の就職者対策が明らかでない。

第六条（公有水面埋立法等の特例）

都道府県知事の埋立の免許権が、所管大臣（建設、運輸、農林大臣）の認可権により不当に押さえられる。

第七条（関係機関等の協力）

中央の権力が、地方自治体や地方住民の意志を不适当に押えるおそれがある。

第八条（基本計画の実施に要する経費）

必要な資金がどの位であるかが不明である。

第十二条（審議会の組織）

各省大臣が含まれる審議会は、現在国防會議と電源開発審議会である。臨海地域開発審議会がそれと同様な組織であるにしては、この法案は全くずさんである。

第十六条（特別の機関）

「特別の機関とは何か」既設の機関との競合の問題、臨海地域開発公團（通産、運輸、建設による）の関連も明確でない。

その他

1 こういう重要な法案を議員提案にした自民党的意図が危険である。しかも提案者の中に、自民党の最高幹部、現職の大臣が含まれているのに、何故に政府提案にしないのか、この法案には、自民党幹部と官僚と、業者との間の利権法案になる恐れがある。

二、競輪等の廃止に対する党の態度

日本社会党

最近、競輪等のトバク的事業が与える弊害は、目にあるものがあり、世論も大きく糾弾の声をあげているが、政府は、小手先の一部改正をもって、これらトバク的事業の延命策を企図している。

もともとこれらの法律は、立法当初の経緯および同法審議中の経過からみても、时限的性格をもつた臨時措置であり、地方財政の改善を図り、機械工業の振興等に寄与させる当初の目的も、一応その使命を果している。したがつてわが党は、延命策を企図する政府の態度をきびしく追及するとともに、つぎの通常国会には競輪、オート・レース、モーターボート・レースを廃止するための法案を提出して、こうした不健全娯楽を追放する。

自転車競技法（競輪）、小型自動車競走法（オートレース）、モーターボート競走法（オートモーティン）右三法を廃止する。

一、施行期日

この法律は制定後直ちに公布し、一年間の準備期間を置いて、昭和三十六年四月一日か

三、軍備撤廃を実現しよう

——平和と民主主義と繁栄のために——

日本社会党

一、戦争の絶滅

現在、我々は、この地上から、永久に戦争を絶滅する時代に、一步、足を踏出している。人類が、その長い歴史の中で、常に望んで止まなかつた、永久平和の夢が、正に実現しようとしているのである。

何故、そうなつたか、それは、皮肉なことだが、今、人類は、一瞬にしてこの地上から消えうせる危険に直面しているからである。だから、今、我々が直面している課題は、この人類絶滅の危険をなくし、永久平和への道を

ら施行する。

二、経過措置

1 政府は競輪等の廃止が円滑に行なわれるよう必要な措置を講ずる。

2 内閣に競輪等廃止対策審議会を置く。
審議会は総理大臣の諮問に応じて、自転車競技法等の廃止に関する対策を調査審議する。

3 中央に競輪等廃止対策協議会を置く。協議会は、競輪等の廃止に伴う離職者の就職あつせん、自立更生等の援護、未償却施設の償却その他の必要事業を行なう。協議会は関係自治体に支部を置く。

4 一年間の準備期間に得た収益のうち、必要な経費を除いた残額は、協議会の資金に充当する。

5 競輪等の廃止とともになつて地方財政に急激な変動をきたす地方自治体に対しては特別交付税または起債等適切なる財政措置を講ずる。

6 施設は、スポーツセンター、児童センター、その他健全娯楽施設に転用を考慮する。

開くことである。それには、どうしたらよいのか。完全な、全世界的な、軍備撤廃、これが唯一つの方法である。我々は、武器に永久に決別しなければならない。そもそもなれば、我々自身が、地上から抹殺されてしまう。

二、国際情勢の動き

今年に入つてから、冷い戦争の雪解けは、そのスピードを増して来た。ソ連のフルシチヨフ首相が、アメリカを訪問し、アメリカのアイゼンハーウィー大統領と共同コミュニケを発表し、その中で、国際的な紛争の解決に武力を用いない

ことを宣言した。また、国連においては、米ソ両国が中心となり、八十二の国連全加盟国が、提案国となつて軍縮に関する決議が満場一致で可決された。この二つの例をとつても、平和を望む人類の声が、日に日に大きくなつてゐることが分る。

国連の軍縮決議は、その中で、次のように述べている。「国連総会は、現在及び将来の世代を、破滅的な戦争の危険から救うことを希望し、人類の重荷である軍備競争を、完全かつ永久に終らせて、節約された資源を、人類の利益のために活用することに努力し、国家間の信頼と平和協力を促進することを希求」する。また「全般的かつ完全な軍備撤廃の問題こそ世界が直面している最も重要な問題である」と。

我々は、雪解けにすぐ続いて、暖い平和な春がやつて来るとはいわない。十数年の冷戦の氷を完全にとかすには、まだ大分時間がかかる。雪解けには、一進一退がある。我々にとつて大事なことは、我々が、雪解けを速めるための努力を、自ら進んで行うことである。国連の軍縮決議は、「各國政府に対し、軍縮問題の建設的解決にいたるため、全力をあげるよう要請する」と強調している。

三、日本国憲法と軍備撤廃

ひるがえつて、わが国の憲法を見よう。日本国憲法は、その前文において、「恒久の平和を念願し」と述べ、さらに、その第九条においては、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これに認めないと規定している。この憲法を持つ我々としては、憲法の規定を忠実に実行することが、とりもなおさず、軍備撤廃を実現する道である。日本国憲法は、今や、全世界的な軍備撤廃運動の実践綱領となつてゐる。

四、軍備撤廃と民主主義

平和と民主主義とは切離すことができない。軍備の重い負担、戦争による破壊は、人々の生活に襲いかかり、それに対する不満は、当然人々の口に上る。その声を圧しつぶすことなし

に、軍備拡張、戦争の一本道を直進することはできない。人間にとつて、貧乏は苦しい。その上、貧乏を批判する声が、圧しつぶされることは、我慢できない。戦争のもたらす圧政と貧困とが暴力革命を生んだ過去の幾多の実例は、この真理を、最も雄弁に物語つてゐる。

暴力革命に反対し、議会制民主主義を守ろうとする我々社会主義者は、従つて、平和を守り、軍備拡張と軍国主義とに反対する。われわれが、現行憲法を守り、それに規定される、民主的諸権利を制限しようとする一切の試みー例えば、警職法改悪ーに反対するのは、このためである。

五、我々の当面の課題

当面、我々がしなければならぬことは、次の二つである。

一つは、国連決議とわが国の憲法との精神に則り、先ず日本が、非核武装宣言を行い、自衛隊の拡大を阻止し、その漸減を図ることである。

二つは、政治体制、社会制度の如何を問わずあらゆる国と平和共存する政策を進めることである。

1 非核武装宣言と自衛隊の漸減

第一の課題は、安保改定、自衛隊の増強が強行されようとしている現在、特に緊急なものとなつてゐる。

原水爆の被害を三度受けた、世界唯一の国民である我々は、世界のあらゆる国々に先がけて、自らの非核武装を、世界に向つて宣言する資格を有してゐる。われわれは、核兵器が、攻撃用か防禦用かというような机上の空論に迷わされることなく、核兵器が使用される時は、人類の破滅であるといふ正しい認識の上に立つて、日本の非核武装宣言を行うことを主張する。この宣言を出発点として、我々は、アジア・太平洋地域に、非核武装地帯を設定する方向に、積極的に働きかけることができる。

十五号台風の惨禍に、なお多くの人が苦しみ、炭坑に失業者があふれているにもかかわらず、なお平然として、数百億円の血税を費して、二百台もの戦斗機を作るという、全く道理に反した政策が進められるのを我々は指

をくわえて見ているわけにはいかない。われわれは、政府がこの政策を転換し、自衛隊の費用を削って、それを災害復旧、治山治水、失業の解消など民政安定のために振向けるよう要求する。

「大砲かバターか」、再軍備か民生安定か、という問題は、古くして新しいものであり、特に、この数年、歴代の保守党政が、平和憲法を全く無視して再軍備を進めて来て以来、激しく議論が斗わされて来た。しかし、現在ほど、この二つの道の対立が激化し、国民の前に、鮮か浮彫りにされた時はない。そしてアイゼンハウアー米大統領が、われわれには、平和以外の道はない、という現在において、我々は、バターを、民生安定を要求する以外に、外に道はないのである。

我々は、この立場から、当面、第二次防衛力増強計画に反対し、自衛隊の拡大を食止め、これを漸減し、他方、平和国土建設隊を編成して、我々の目標を、人間と人間との斗いから、自然と人間との斗いに転換することを主張する。

2 平和外交の推進

軍備の漸減、その撤廃は、当然、平和中立外交と平行して進められる。

当面第一の課題は、いうまでもなく、安保条約改定を阻止し安保条約を解消することである。

第二の、そして、第一の課題と切離すことのできない課題は、日中国交回復である。

日本交回復が実現し、日米中ソを含む、集団安全保障体制ができ上り、安保条約がなくなった時、日本を中心とするアジアの情勢は一変する。日清戦争以来、七〇年余の長きにわたって、アジア諸国を侵略した軍国主義日本は過去のものとなり、代って、近代的な産業を、フルに動いて、アジア諸国の開発に協力し、真にこれららの国々と共に存共榮する日本が、新しく立現われる。

六、軍備撤廃と繁栄

軍備の縮少、撤廃によつて、国民は、非生産的な軍事費の重い負担から解放され、おまけに、その金は、こんどは、建設方面にあますところなく活用され、国民の生活水準は、上昇する。そして、これ以外に、本当に、「所得倍増」「月給二倍」を実現する道はない。「ロッキード」も、「所得倍増」も、「災害復旧」も一緒にやれると主張する人は、頭がおかしいか、あるいは、できないことを知つていいながら、国民をだますためにいつているか、のどちらかである。現実主義者である我々は、軍備の負担を減らさなければ、国民生活はよくならないことを、正直に国民に訴え、「ロッキード」を止め、「災害復旧」に廻せと主張する。

軍備の負担からの解消は、日本経済の平和的な繁栄を保証する。月二千円で暮す人々が、一千万人を超えるという悲惨な状態を解消する道は大きく開かれる。国民年金は、すべての人々の老後の安定を確実に保証し、国民皆保険が実現して、誰も病気になつても、財布の心配をしないで済み、遅れた中小企業と農業との近代化を促進する基礎は作られる。こうして日本の生活水準は、急速に、先進国並の水準に近づき、科学技術の大巾な進歩、新しい文化的創造の気運は大きく盛上がる。

七、結語

平和、民主主義、繁栄、これは、三つの違った色の花であるが、その根は一つ。軍備撤廃がこれである。従来、平和憲法擁護、再軍備を唱える社会党は、理想論、観念論をもてあそぶものといわれない非難を浴びて来た。しかし、今や世界の大勢は、軍備撤廃の方向に大きく動き出した、これは、わが党の主張の正しさを、十分に立証するものである。我々は今後、軍備撤廃の旗を高く揚げ、これを実現するため、ねばり強い斗いを進めて行くことを、国民諸君の前に誓い、諸君の御協力を心から期待する。

四、ハーリー国務長官への公開質問状

現在、貴国政府とわが国政府との間に、日米

安保条約改定の交渉が進められておりますが、

この交渉は、わが国の将来に重大な影響を及ぼすものとして、わが国においては、最大の政治問題となっております。数日前、貴国のアイゼンハウバー大統領は声明を発し、現在進行中の新安保条約作成交渉について、「この新条約に、最も大きな重要性を置いている」と述べています。

ところで、このように日米両国の重大な関心事になっている、この改定交渉に関し、日本政府がその内容の重要な諸点について述べている見解は、すこぶる曖昧で、国民の抱いている多くの疑問に卒直に答えないのみか、反って、その疑惑と不安とを増大させている傾向があります。この疑惑と不安とは、条約改定に反対の立場をとっている我々のみならず、日米交渉の当事者である岸政府の与党である自民党の中にも見られるところであります。このように多くの疑問を残したままで日米関係を今後一〇年にわたって決定する条約に調印することは、わが国民の間に、多くの疑惑と不安を残し、日米両国との間に真の友好関係を打ちてるのに、反って、大きな障害となることを恐れるものであります。

このような情勢の下で、私は貴下に対し、直接に質問状を提出し、日本国民の抱いている、いくつかの重要な疑問に対し、明快な回答を受けようと決意しました。安保改定交渉に関し、国民が知りたいと思っている事柄は數多くあります、私は質問を次の四つの事項にしぼって行いたいと思います。

一、極東の範囲について

報道された、新条約草案によれば、「極東における国際の平和及び安全」という言葉が使われています。この「極東」という言葉に含まれる地域について、藤山外相は、国会において、「中国本土の一部及び沿海州」をも含む、と述べております。また同外相は、「極東」の安全のためには、アメリカ軍は、「極東」以外の地域にも行動し得ると述べております。

「極東」の中に、中華人民共和国の領土である中国本土の一部、ソビエト連邦の領土である沿海州を含めることは、貴国の軍隊が、中ソの領土に対して、軍事行動をとることを条約上正当化することを意味します。我々はこれは、明

かに、中ソ両国を假想敵と見なすものであり、この両国の隣国である日本にとって、非常な危険を内包するものと考えます。

(1) 「極東」の中には、如何なる地域が含まれるのであるか。

(2) 「極東」は、中国、ソ連の領土の一部を包含しているのか。

(3) わが国に駐留する貴国の軍隊の作戦行動の範囲には、如何なる地域が含まれるのか。

二、「事前協議」について

昨年の、金門、馬祖をめぐる危機は、日本国民にも、大きな不安をまき越しました。台湾海峡における、貴国の軍事行動に際して、わが国に駐留する貴国の軍隊が出動し、わが国の基地が使用されたからであります。その際、現行条約によれば、わが国政府から、事前に何等の通告や協議を受ける立場になかったのであります。このようにして、わが国がわが国領域外において越つた、わが国が関知しない事件のために、戦争にまき込まれる危険が、現実に存在することは、明かとなりました。

報道された新条約草案によれば、予定される交換公文において、日米両国政府は、貴国軍隊の配備に関する重要な変更並びに日本防衛の目的以外の使用については、事前に「協議」することとなっています。しかしながら、我々は、ここに「協議」という言葉が使われたのは、貴国政府が、わが国政府に、事前の「同意」なしに、行動し得ることを意味するものかどうか、と日本政府に対し質問致しましたが、日本政府は、単に、日米の友好関係を信頼すると答えるのみで、この「協議」を同意に改めることを拒否しております。その結果、日本が、日本国民の意思とは無関係に戦争にまき込まれるのではないか、という不安は、少しも消え失せておりません。

以上述べたことから、私は、貴下に次の質問を致したいと思います。

(4) 「協議」は、日本政府の「同意」を含むものであるか。

三、核兵器持込みについて

日本は、広島、長崎、ビキニと三度にわたって、原水爆の被害を蒙った、世界で唯一つの国であります。平和を願う日本国民が、原水爆の禁止を強く要求していることは、この痛切な体験からして、貴下も、容易に想像し得るところでありましょう。現に、わが国においては、原水爆禁止の署名運動は、四千万を超える数を獲得しています。

現在、わが国は、核兵器を生産しております。しかし、また、わが国民は、将来も、これを絶対に許しません。日本政府はまた、わが国の自衛隊を核武装しないことを、公式に宣言しています。従つて、今、わが国において、核兵器が存在するとすれば、それは、ただわが国に駐留する貴国の軍隊が、核兵器を保持する場合のみ限られています。

ところで、この点に関し、日本政府は、現行安保条約の下では、貴国の軍隊が、核兵器を日本に持込もうとしても、これを拒否する法律上の根拠がない、と言明しております。この言明は、当然のことながら、わが国民の間に大きな疑惑と不安を呼び越しています。

以上述べたことから私は貴下に対し次のようない質問を致したいと思います。

(5) 現在、日本に駐留する貴国の軍隊は、核兵器を保持しているかどうか。

(6) もし現在保持していないとしても、貴国政府は、将来、わが国に、核兵器を持込む意思があるかどうか。

(7) もし貴国が、核兵器を日本に持込もうとする時には、条約上日本の同意を要すると考えられるかどうか。

四、ヴァンデンバーグ決議との関係について

報道された新条約草案によれば、日米両国は、「自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するための能力を維持しつつ發展させるものとする」と規定されています。この規定が、貴国上院の、いわゆるヴァンデンバーグ決議に基づくものであることは、明らかです。

ところで、わが国の憲法は、その第九条において、次のように規定しています。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力行使は、国際紛争を解決する手段と

しては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」私は、アイゼンハウア・フルシチヨフ共同声明及び国連の安全軍縮決議に照らし、今から約一二年前に施行されたこの憲法の第九条が、今や世界的な軍備撤廃運動の実践綱領となってい現状を見て、心から喜んでおります。日本社会党は、この第九条の規定を忠実に実行して、国連の軍縮決議に答えるべく軍備撤廃運動を広般にくりひろげようとしております。

衆知の通り、貴国が、ソ連と共に推進し、わが国も提案国の一員となって成立した、国連の完全軍縮決議には、完全軍縮実現のために「各

国政府に対し、軍縮問題の建設的解決にいたるため、全力を擧げるよう要請する」と述べられております。従つて日米両国は、軍備増強ではなくて軍備縮少の義務を負うている訳であります。ところが、ヴァンデンバーグ決議に基く、新条約草案のこの規定は、明かに、軍備増強、日米間の軍事協力の強化を狙っております。この矛盾が、日本国民の間に強い不満を招いていることは、否むことができません。

ヴァンデンバーグ決議は、集団的自衛権という考え方を含むものであります。日本政府は、右の日本国憲法第九条の規定から見て、日本本の場合は集団的自衛権の発動ではないといつております。しかし、他方、日本政府は、日本にある米軍基地に対する攻撃と見なして、反撃する、と述べ、また、自衛のために、敵基地を攻撃することは、違憲でない、と述べております。我々は、こんどの新条約によって、日米両国が、ヴァンデンバーグ決議に基く、集団的自衛権を、条約の上では認し、その結果日米軍同盟が結成されると、考えます。

以上述べたことから、私は、貴下に次のような質問を致したいと思います。

(8) 新条約によりわが国が防衛力を増強する義務を負うものと考えるか。

(9) 新条約によりわが国が日本地域外において、貴国と共同の軍事行動をとる義務があると考へるか。

(10) 新条約は、集団的自衛権に基く、相互防衛条約の性格を持つものと考えるか。

以上、私が貴下に提出した質問は、新安保条約に賛成すると反対するとを問わず、わが国民が等しく抱いている疑問でありますから、調印の前に、貴下から、明確な回答が得られるよう、切望して止みません。

一九五九年一二月九日

日本社会党中央執行委員長

鈴木茂三郎

アメリカ国務長官

クリスチアン・ハーテー殿

